

令和 9 年度

鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜関係日程

1 月			2 月			3 月		
日	曜	事 項	日	曜	事 項	日	曜	事 項
1	金	元日	1	月		1	月	
2	土		2	火	特色入学者選抜検査	2	火	
3	日		3	水		3	水	
4	月		4	木		4	木	一般入学者選抜検査
5	火		5	金		5	金	一般入学者選抜検査
6	水		6	土		6	土	
7	木		7	日		7	日	
8	金		8	月		8	月	
9	土		9	火	特色入学者選抜合格発表	9	火	
10	日		10	水		10	水	一般入学者選抜追検査
11	月	成人の日	11	木	建国記念の日	11	木	
12	火		12	金		12	金	
13	水		13	土		13	土	
14	木		14	日		14	日	
15	金		15	月	一般入学者選抜入学志願書受付	15	月	一般入学者選抜合格発表(正午)
16	土		16	火	一般入学者選抜入学志願書受付	16	火	
17	日		17	水	一般入学者選抜入学志願書受付(正午まで)	17	水	再募集入学者選抜実施校の発表(午後3時以降)
18	月		18	木		18	木	再募集入学者選抜入学志願書受付
19	火		19	金	一般入学者選抜志願変更願受付 通信制課程入学志願書受付(3月29日正午まで)	19	金	再募集入学者選抜入学志願書受付(正午まで)
20	水		20	土		20	土	
21	木		21	日		21	日	春分の日
22	金		22	月	一般入学者選抜志願変更願受付(正午まで)	22	月	振替休日
23	土		23	火	天皇誕生日	23	火	
24	日		24	水		24	水	
25	月	特色入学者選抜特色入学志願書受付	25	木		25	木	再募集入学者選抜検査
26	火	特色入学者選抜特色入学志願書受付(正午まで)	26	金		26	金	再募集入学者選抜合格発表(正午)
27	水		27	土		27	土	
28	木		28	日		28	日	
29	金					29	月	通信制課程入学志願書受付(正午まで)
30	土					30	火	
31	日					31	水	

目 次

令和９年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施日程表	3
令和９年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針	4
令和９年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項	7
1 各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容	7
2 出願資格	7
3 調査書	7
4 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜	8
(1) 特色入学者選抜	8
(2) 一般入学者選抜	11
(3) 再募集入学者選抜	17
5 通信制課程における入学者選抜	19
6 配慮事項	20
7 自己申告書	23
8 個人情報の開示	24
9 その他	26
鳥取県立高等学校アドミッション・ポリシー一覧表	27
令和９年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表	31
令和９年度鳥取県立高等学校特色入学者選抜検査内容等一覧表	42
入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領	48
入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領	49
入学志願者の選抜のためのプレゼンテーション実施要領	50
入学志願者の選抜のための実技検査実施要領	51
令和９年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領	52
様式	
(様式第１号) 調査書（令和４年３月以降卒業者用）	56
(様式第１号) 調査書（令和３年３月以前卒業者用）	57
調査書作成上の注意事項	58
調査書記入例	60

(様式第2号) 学習成績一覧表	61
(様式第3号) 学習成績分布表	62
(様式第4号) 特色入学志願書、特色入学受検証	63
(様式第5号) 志望理由書	65
(様式第6号) 志願者数一覧表	66
(様式第7号) 特色入学志願者数等報告書	67
(様式第8号) 特色入学者選抜結果通知書(中学校用)	68
(様式第9号) 特色入学者選抜結果通知書(志願者用)	69
(様式第10号) 入学辞退書(特色入学者選抜用)	70
(様式第11号) 入学確約書	71
(様式第12号) 入学確約者数・入学辞退者数報告書	72
(様式第13号) 入学志願書、受検証	73
(様式第14号) 入学志願者数報告書	75
(様式第15号) 志願変更願、志願変更許可書	76
(様式第16号) 収入済印	77
(様式第17号) 受検者数報告書	78
(様式第18号) 面接・作文・実技検査実施計画書	79
(様式第19号) 合格者数等報告書	80
(様式第20号) 入学辞退書(一般入学者選抜用)	81
(様式第21号) 入学辞退者名簿	82
(様式第22号) 再募集実施計画書	83
(様式第23号) 再募集入学志願者数等報告書	84
(様式第24号) 学力検査成績提供依頼書	85
(様式第25号) 学力検査成績書	86
(様式第26号) 配慮申請書Ⅰ	87
(様式第27号) 配慮申請書Ⅱ	88
参考 検査に当たっての配慮事項決定通知書	89
(様式第28号) 自己申告書	90
自己申告書についての注意事項	91
(様式第29号) 県立高校入試の自己申告書について	92
(様式第30号) 県外志願者出願届	93
(様式第31号) 受検欠席届	94
(様式第32号) 一般入学者選抜追検査受検願書	95
(様式第33号) 追検査受検志願者数受検者数等報告書	96
(様式第34号) 通信制課程合格者数等報告書	97
(様式第35号) 副申書	98
問合せ先一覧表、県教育委員会報告用ファクシミリ番号・電子メールアドレス	
鳥取県教育委員会ホームページアドレス	99
高等学校等での奨学金制度等について	100

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施日程表(全日制課程・定時制課程)

入学者選抜日程		特色入学者選抜	一般入学者選抜	再募集入学者選抜	提出者 → 提出先等	様式番号(注)	関係ページ
11月	曜	配座申請書Ⅰ・Ⅱの提出(12月7日正午まで)			中学校長 → 「規程」 → 高等学校副長	(26, 27)	(20, 21, 22)
4	水	検査に当たっての配座事項決定の通知(1月18日まで)			中学校長 → 「規程」 → 高等学校副長		
13	金	必要事項の通知(13日まで)			中学校長 → 高等学校長 → 高等学校副長	任意様式	10
1	7月	特色入学者選抜出願期間 (特許入学者選抜出願期間)	面接・作文・実技検査実施計画書の提出(7日まで)		中学校長 → 高等学校長 → 高等学校副長	18	14, 15
25	月	特色入学者選抜出願期間 (特許入学者選抜出願期間)	特色入学者選抜、志願理由書、調査書、志願者数一覧表、当該校が別に定める出願書類の提出(26日正午まで)		中学校長 → 高等学校長 → 高等学校副長	1, 4, 5, 6 (当該校が定める様式) (26, 27, 28, 30, 35)	8, 9 (7, 20, 21, 22, 23)
26	火	学習成績分布表の提出(26日正午まで)	入学志願者数の報告(26日午後1時まで)FAX又は電子メール		中学校長 → 高等学校副長	3	8
2	2月	特色入学者選抜検査 (面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、フレッショングラフ、実技検査)	受験者数の報告(2日正午まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	7	9
2	火	特色入学者選抜合格発表表	選抜結果の通知(9日正午まで持参又は郵送)		中学校長 → 「規程」 → 高等学校長	8, 9	10
9	火		入学予約者数・入学辞退者数報告書、入学辞退書の提出(10日正午まで)提出はFAX又は電子メール可		中学校長 → 高等学校長	10, 12	10
10	水		合格者数・入学辞退者数の報告(10日午後1時まで)FAX又は電子メール		中学校長 → 高等学校長 → 高等学校副長	7	10
15	月	一般入学者選抜出願期間	入学辞退書の提出(15日まで持参又は郵送)		中学校長 → 「規程」 → 高等学校長	11	10
16	火				中学校長 → 高等学校長	1, 6, 13 (26, 27, 28, 30, 35)	11 (7, 20, 21, 22, 23)
17	水		学習成績分布表の提出(17日正午まで)		中学校長 → 高等学校副長	(3)	(11)
			入学志願者数の報告(17日午後1時まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	14	11
19	金	一般入学者選抜 志願変更期間	志願者数、新入志願者の提出(一日志願高等学校)		中学校長 → 旧志願高等学校長	13, 15	12
			志願変更許可書、新入志願者、調査書の提出(→新志願高等学校)(22日正午まで)		中学校長 → 新志願高等学校長	1, 13, 15 (26, 27, 28, 30, 35)	13 (7, 20, 21, 22, 23)
22	月		最終志願者数の報告(22日午後1時まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	14	12, 13
3	2月		面接等必要事項の通知(2日まで)		中学校長 → 高等学校長	任意様式	14, 15
3	火		欠席者の報告(3日午後4時まで)提出はFAX又は電子メール可		中学校長 → 高等学校長	31	13
3	水		受験者数の報告(4日午前11時まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	17	14
4	木	一般入学者選抜検査 (学力検査、面接、作文、実技検査)	欠席者の報告(3日午後4時以降に把握した場合、把握で未定者みややむに)提出はFAX又は電子メール可		中学校長 → 高等学校長	31	13
			選抜受検希望者の報告(4日正午まで)		中学校長 → 高等学校長 → 高等学校副長		15
5	金		選抜受検願書の提出(5日午後4時まで)		中学校長 → 「規程」 → 高等学校長	32	15
			選抜受検志願者数の報告(5日午後5時まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	33	15
10	水	一般入学者選抜検査	選抜受検者数の報告(10日午前11時まで)FAX又は電子メール		高等学校長 → 高等学校副長	33	15
15	月	一般入学者選抜合格発表表	合格者数の報告(15日午後1時まで)FAX又は電子メール(特色入学者選抜を含む)		高等学校長 → 高等学校副長	19	16
16	火		入学辞退書、入学辞退者名簿の提出(16日午後1時まで)提出はFAX又は電子メール可		中学校長 → 高等学校長	20, 21	16
			網上合格の決定(17日正午まで)		志願者本人 → 中学校長		16
17	水	再募集入学者選抜 実施校の発表	入学予定者数の報告(17日午後1時まで)FAX又は電子メール	実施計画書の提出(17日午後1時まで)FAX又は電子メール	志願者本人 → 中学校長	19 (22)	16 (16)
				実施校の決定及び通知(17日午後3時以降)異動委員会ホームページ	中学校長 → 高等学校長		17
18	木	再募集入学者選抜 出願期間		一般入学者選抜の受検証の受理、入学志願書、調査書の提出(19日正午まで)	中学校長 → 高等学校長	1, 13 (26, 27, 28, 30, 35)	17 (7, 20, 21, 22, 23)
19	金			学習成績分布表の提出(19日正午まで)	中学校長 → 高等学校副長	(3)	(17)
				入学志願者数の報告(19日午後1時まで)FAX又は電子メール	高等学校長 → 高等学校副長	23	18
25	木	再募集入学者選抜検査 (面接、学力検査、作文、実技検査)					18
26	金	再募集入学者選抜 合格発表表		受験者数、合格者数の報告(26日午後1時まで)FAX又は電子メール	高等学校長 → 高等学校副長	23	18
4	入学式の翌日まで		再募集合格者数、入学許可者数、通達制課程合格者数等報告書の提出(FAX又は電子メール)		高等学校長 → 高等学校副長	19, 34	19, 26

(注) 様式番号欄()は、必要に応じて提出する書類である。

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校及び義務教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和9年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

（1）特色入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学校、学科又はコースの特性に応じて、高等学校長が定める出願要件を満たす者のうちから、特色入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

すべての学科又はコースにおいて募集定員の50パーセント以内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

イ 出願期間

令和9年1月25日（月）及び1月26日（火）

受付時間は、令和9年1月25日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、1月26日（火）は午前9時から正午までとする。

ウ 実施期日

令和9年2月2日（火）

エ 検査内容

（ア）入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ）学校、学科又はコースの特性により、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション及び実技検査のいずれか一つ以上を選択して、実施する。

オ 選抜方法

合格者は、志望理由書、特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類、調査書（合計評定及び第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。

カ 合格発表

令和9年2月9日（火）

（2）一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年2月15日（月）から2月17日（水）まで

受付時間は、令和9年2月15日（月）及び2月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、2月17日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年3月4日（木）及び3月5日（金）。ただし、学力検査は、3月4日（木）とする。

なお、学力検査当日、インフルエンザ等の感染症の罹患等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和9年3月10日（水）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、数学、社会、理科及び英語の5教科の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできる。

b 検査時間等

国語、数学、社会及び理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

令和9年3月15日（月）

カ 繰上合格

合格発表後に、入学辞退者があり、合格者人数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格を決定することができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、特色入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に、入学確定者数が募集定員に満たない課程、学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年3月18日（木）及び3月19日（金）

受付時間は、令和9年3月18日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、3月19日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年3月25日（木）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施することができる。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。

オ 合格発表

令和9年3月26日（金）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

出願期間は、令和9年2月19日（金）から3月29日（月）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、この期間のうち、各募集高等学校が定める期日を実施期日とする。

受付時間は、令和9年2月19日（金）から3月26日（金）までは午前9時から午後4時30分までとし、3月29日（月）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。

なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

1 各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容

各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容は、学科又はコースごとに別に定める。(P. 31～41 参照)

2 出願資格

中学校（これに準ずる学校及び義務教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和9年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

なお、県外志願者については、令和9年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領（P. 52～55）に従って出願するものとする。（鳥取県内の中学校出身（卒業見込みを含む。）かつ保護者が鳥取県内に居住している者を県内志願者といい、それ以外の者を県外志願者という。以下同じ。）

3 調査書

中学校長は、県立高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）について、調査書（様式第1号）を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

(1) 学習の記録の記載方法

学習の記録の教科（選択教科等を含む。）の評定については、第1、2学年の成績は指導要録から転記し、第3学年の成績は次の方法により、在籍している中学校又は卒業した中学校（以下「出身中学校」という。）の校長が評定する。

ただし、長期欠席等により第1、2学年の評定が記入できない場合並びに特別支援学級及び特別支援学校（中学部）に在籍している又は在籍した志願者で、第1、2学年の評定欄の記載が文章記述となっている場合は、評定欄に斜線を引き、特記事項欄に評定が記入できない旨を簡潔に記入すること。

なお、第3学年の学習の記録について記入できない部分がある場合には、斜線を引き、副申書（様式第35号）を提出すること。

また、特別支援学級及び特別支援学校（中学部）に在籍している又は在籍した志願者においては、指導要録の写しを資料として添付できる。

ア 令和9年3月卒業見込みの者

(ア) 第3学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）」については、各教科の評定を目標に準拠した評価による5段階の評定とし、学習成績一覧表（様式第2号）を作成し、そこから転記する。

(イ) 選択教科等については、3段階の評定とする。

イ 過年度卒業者

指導要録から転記する。

ウ 県外志願者

目標に準拠した評価により5段階で評定したものを記入するものとする。

(2) その他の記録の記載方法

特別活動等の記録、出欠の記録等で指導要録に記載されているものは、指導要録から転記し、その他については、出身中学校の校長が必要事項を記入する。

(3) 令和9年3月卒業見込みの者の第3学年の各記録は、1、2学期及び1月以降の状況について考慮して記入する。

(4) その他については、「調査書作成上の注意事項」（P. 58～59）により記入する。

4 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 特色入学者選抜

ア 実施高等学校の学科（コース）及び募集人員

すべての学科又はコースにおいて募集定員の50パーセント以内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。（P. 31～41 参照）

イ 出願要件

特色入学者選抜に出願できる者は、特色入学者選抜を実施する高等学校（以下「特色入学者選抜実施校」という。）が定める「スクール・ポリシー」及び「スクール・ミッション」を理解し、各特色入学者選抜実施校の「出願要件」を満たす者とする。（P. 27～41 参照）

また、合格した場合は、入学する意志が確実である者とする。

ウ 出願

(ア) 出願方法

- a 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。

県外志願者については、県教育委員会が指定する学校（科・コース）以外に出願することはできない。（P. 52～55 参照）

ただし、県教育委員会が指定する県外の地域（以下「県外指定地域」という。）に居住する志願者については、県教育委員会が別に指定する学校（学科）に出願することができる。（P. 52 参照）

- b 特色入学志願者は、特色入学志願書（様式第4号）、志望理由書（様式第5号）及び特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校のホームページからダウンロードする。）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）の校長に提出しなければならない。

なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。

- (a) 納付書による納付

納付後は、入学選抜手数料納付済証を特色入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。）

- (b) 現金による納付

特色入学志願書に現金を添える。

- c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を特色入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。（P. 52～55 参照）

- d 中学校長は、特色入学志願者から特色入学志願書、志望理由書及び特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類の提出を受けたときは、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。

- (a) 調査書（様式第1号）

- (b) 志願者数一覧表（様式第6号）

- e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を同封すること。

- f 中学校長は、令和9年1月26日（火）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和9年1月25日（月）及び1月26日（火）とする。
- b 受付時間は、1月25日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、1月26日（火）は午前9時から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、1月21日（木）までの消印のあるものとする。

(ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

- a 特色入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、特色入学受検証（様式第4号）を切り離して交付しなければならない。
なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。
その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。
- b 特色入学者選抜実施校の校長は、令和9年1月26日（火）の午後1時までに、特色入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

エ 面接及び口頭試問（P. 42～47 参照）

面接又は口頭試問は、特色入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 令和9年2月2日（火）
- (イ) 実施場所 特色入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P. 48）により実施する。

オ 学力検査、作文及び小論文、プレゼンテーション並びに実技検査（P. 42～47 参照）

学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション及び実技検査は、特色入学者選抜実施校が、学校、学科又はコースの特性により、いずれか一つ以上を選択して、実施する。

- (ア) 実施期日 令和9年2月2日（火）
- (イ) 実施場所 特色入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P. 49）、プレゼンテーション実施要領（P. 50）及び実技検査実施要領（P. 51）により実施する。

カ 入学者の選抜

- (ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、校長を委員長とする特色入学者選抜委員会を設置して選抜を行うものとする。
- (イ) 特色入学者選抜実施校の校長は、志望理由書、特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果等を資料とし、学校、学科又はコースの特性に配慮し総合的に判断して、合格者を決定する。
なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。
- (ウ) 特色入学者選抜実施校の校長は、教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、特色入学者選抜募集人員を超えて合格者を決定することができる。
- (エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和9年2月2日（火）正午までに、特色入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

キ 合格発表

- (ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 9 年 2 月 9 日（火）正午までに、中学校宛の特色入学者選抜結果通知書（様式第 8 号）及び志願者宛の特色入学者選抜結果通知書（様式第 9 号）により、選抜の結果を中学校長に持参又は郵送（親展）で通知する。なお、郵送の場合は書留によることとする。
- (イ) 中学校長は、特色入学者選抜の合格通知を受けた志願者に対し入学の意志を確認し、入学の意志のある者の人数を入学確約者として把握するものとする。
- なお、やむを得ない事情により入学を辞退する者は、入学辞退書（様式第 10 号）を中学校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- また、入学を確約する者は、入学確約書（様式第 11 号）を、中学校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (ウ) 中学校長は、入学確約者数・入学辞退者数報告書（様式第 12 号）及び入学辞退書を、令和 9 年 2 月 10 日（水）正午までに、合格を通知した高等学校長に提出しなければならない。
- なお、入学確約者数・入学辞退者数報告書及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、改めて持参又は郵送で提出する必要はない。
- また、入学確約書は、2 月 15 日（月）までに、合格先高等学校の校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。
- (エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 9 年 2 月 10 日（水）午後 1 時までに、特色入学志願者数等報告書（様式第 7 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
- (オ) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。

ク 不合格者等の一般入学者選抜の再受検

特色入学者選抜に合格しなかった者及び合格したが入学辞退書を提出した者は、当該高等学校の学科・コース又は他の高等学校の学科・コースの一般入学者選抜を受検することができる。

その際、一般入学者選抜の入学志願書受付期間内に改めて入学志願書（様式第 13 号、入学選 hands 手数料も含む。）及び調査書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

ケ その他

- (ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 8 年 11 月 13 日（金）までに、特色入学者選抜の実施に関する必要事項を、各中学校に通知（任意様式）するとともに、各高等学校のホームページに掲載するものとし、県教育委員会（高等学校課）にも提出するものとする。
- (イ) 特色入学者選抜実施校の校長は、関係中学校に対し、特色入学者選抜実施計画について説明を行うものとする。
- (ウ) 特色入学者選抜検査の当日、インフルエンザ等の感染症の罹患等やむを得ない理由で欠席した者のうちで別日程での受検を希望する者に対して、令和 9 年 2 月 5 日（金）までに受検できる場合は、別日程で受検できることとする。ただし、一部の検査でも受検した場合は、別日程での受検を認めない。

(2) 一般入学者選抜

ア 出願

(ア) 出願方法

- a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内に複数の課程、学科、コースがある場合には、順位をつけて出願することができる。
また、特色入学者選抜における入学確約者は、一般入学者選抜に出願することができない。
- b 志願者は、入学志願書（様式第13号）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。
 - (a) 納付書による納付
納付後は、入学選抜手数料納付済証を入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。）
 - (b) 現金による納付
入学志願書に現金を添える。
- c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。（P.52～55 参照）
- d 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。
 - (a) 調査書（様式第1号）
 - (b) 志願者数一覧表（様式第6号）
- e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を同封すること。
- f 中学校長は、令和9年2月17日（水）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和9年2月15日（月）から2月17日（水）までとする。
- b 受付時間は、2月15日（月）及び2月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、2月17日（水）は午前9時から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、2月12日（金）までの消印のあるものとする。

(ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

- a 高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第13号）を切り離して交付しなければならない。
なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。
その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。
また、各高等学校が作成する、学力検査の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。
- b 高等学校長は、入学志願者数報告書（様式第14号）を県教育委員会（高等学校課）に令和9年2月17日（水）午後1時まで、ファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
- c 再募集入学者選抜に出願する場合、一般入学者選抜における受検証の写しの提出が必要になる。

イ 志願変更

志願書受付締切後において、志願者は1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、大学科、小学科（コース）に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

(ア) 志願変更手続

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第15号）に、先に交付を受けた受検証と新たに作成した入学志願書（様式第13号）を添えて、出身中学校の校長に申し出、中学校長はこれを取りまとめて、志願変更受付期間内に、先に出願した高等学校長に提出しなければならない。

この場合、志願者は入学選抜手数料の再納付を必要としない。ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、差額に相当する額（1,200円）を新たに志願する高等学校へ納付しなければならない。

b 志願変更許可書の交付及び出願書類の返付

志願変更願を受け付けた高等学校長は、次の手続を行うものとする。

(a) 志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。

(b) 先に受け付けた出願書類のうち、入学志願書、入学選抜手数料納付済証又は現金領収証書は、別に保管する。

(c) 新たに提出された入学志願書に収入済印（様式第16号）を押印し、志願変更をしようとする者に関する調査書等の出願書類とともに出身中学校の校長に返付する。

c 新たに志願する高等学校への出願

(a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。

ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、志願者は入学選抜手数料の差額に相当する額（1,200円）を納付しなければならない。（納付方法は、先の出願と同様とする。）

(b) 新たに志願を受け付けた高等学校長は、志願変更許可書を確認する等、出願書類を審査の上、受検証を交付するものとする。

d 志願者数の提示

高等学校長は、志願変更受付期間中において、中学校長から問合せがあれば、その時点の志願者数（小学科、コース別）を示すものとする。

(イ) 志願変更受付期間

a 令和9年2月19日（金）から2月22日（月）までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）

b 受付時間は、2月19日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、2月22日（月）は午前9時から正午までとする。

c 郵送による志願変更は認めない。

(ウ) 入学志願者数の報告

高等学校長は、県教育委員会（高等学校課）に次の順序により作成した入学志願者数報告書（様式第14号）を令和9年2月22日（月）午後1時まで、ファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

a 2月15日（月）から2月17日（水）までに受理した志願者（2月12日（金）までの消印のある郵送分を含む。）の人数（A）

b 志願変更受付期間内において、第1志望の学科の志願を辞退した者（志願変更許可書を交付した者）の人数（B）

c 志願変更受付期間内において、自校に新たに志願した者（自校へ志願していた者が第1志望を自校の他の課程、大学科、小学科（コース）に変更して新たに志願した者を含む。）の人数（C）

- d 「ウ 出願の特例措置」により2月19日（金）から2月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に志願した者の人数（D）
- e 志願変更受付期間終了時における最終の志願者数（E）
- （注） $E = A - B + C + D$ となる。

ウ 出願の特例措置

県外志願者のうち、令和9年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領（P.52～55）「2 県外志願者の取扱い」の（2）の表の「特別事情」の②に該当する者の出願期間は、「ア 出願」の「(イ)出願期間」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (ア) 令和9年2月19日（金）から2月22日（月）までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）
- (イ) 受付時間は、2月19日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、2月22日（月）は午前9時から正午までとする。
- (ウ) 郵送による出願は認めない。

エ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、中学校長は志願先高等学校の校長に、令和9年3月3日（水）午後4時までに、受検欠席届（様式第31号）を提出することとする。なお、それ以後に把握した場合は、把握でき次第すみやかに提出することとし、ファクシミリ又は電子メールで提出することができる。

オ 学力検査（P.31～41 参照）

学力検査は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける学力検査管理委員会の管理のもとに行う。
- (イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできる。
- (ウ) 学力検査の期日及び時間割

令和9年3月4日（木）に、次の時間割によって全県一斉に行う。

時限	検査教科	検査時間	開始時刻	終了時刻
1	国語	50分	午前 9時20分	午前10時10分
2	数学	50分	午前10時25分	午前11時15分
3	社会	50分	午前11時30分	午後 0時20分
4	英語	60分	午後 1時10分	午後 2時10分
5	理科	50分	午後 2時25分	午後 3時15分

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

また、列車時刻の変更等により、高等学校長が緊急に時間割の変更を必要と認める場合には、学力検査管理委員会に電話で報告し、指示を受けなければならない。この場合には、変更した内容について、報告書（任意様式）を学力検査管理委員会に提出しなければならない。

(エ) 学力検査教科の配点

- a 実施教科の配点は、各50点とする。
- b 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。
- c 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8：2から2：8までの範囲内とする。

(オ) 学力検査会場

- a 学力検査を行う会場は、各高等学校に設ける。
- b 各高等学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

(カ) 学力検査問題

検査問題は、中学校学習指導要領に示されている実施教科の目標及び内容の範囲内で出題し、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を幅広くみる出題とする。英語については、聞き取り検査を実施する。

(キ) 学力検査における留意事項

a 携行品

- (a) 筆記用具は、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規（分度器の機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可）、コンパスだけとする。なお、和歌や格言等が印刷されているものは不可とする。

ただし、定規（分度器の機能のあるものや公式の記入のあるものは不可）、コンパスは、必ず携帯すること。

- (b) 計時機能以外の機能を有する腕時計、携帯電話等は携帯させない。

- b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。
- c 検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。
- d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。
- e 各時限の検査開始後 2 5 分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。
- f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。
- g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者があるときは、保健室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教員を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参使用を認める等、臨機の措置をとるものとする。

(ク) 受検者数の報告

高等学校長は、令和 9 年 3 月 4 日（木）午前 1 1 時まで、受検者数報告書（様式第 17 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

カ 面接（P. 31～41 参照）

面接は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 令和 9 年 3 月 4 日（木）又は 3 月 5 日（金）
- (イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P. 48）により実施する。
- (エ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書（様式第 18 号）を、令和 9 年 1 月 7 日（木）までに県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。
- (オ) 高等学校長は、令和 9 年 3 月 2 日（火）までに、各中学校長に面接の実施に関する必要事項を通知（任意様式）するものとする。

キ 作文及び実技検査（P. 31～41 参照）

作文、実技検査は、学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 令和 9 年 3 月 4 日（木）又は 3 月 5 日（金）
- (イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P. 49）及び実技検査実施要領（P. 51）により実施する。
- (エ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書（様式第 18 号）を、令和 9 年 1 月 7 日（木）までに県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。
- (オ) 高等学校長は、令和 9 年 3 月 2 日（火）までに、各中学校長に作文及び実技検査の実施に関する必要事項を通知（任意様式）するものとする。

ク 追検査

一般入学者選抜学力検査（以下「本検査」という。）の当日、インフルエンザ等の感染症の罹患等やむを得ない理由で欠席した者のうちで追検査（面接、作文及び実技検査（以下「面接等」という。）を含む。以下同じ。）の受検を希望する者に対して、追検査を実施する。ただし、本検査において、一部の教科でも受検した場合は、追検査を認めない。

- (ア) 受検手続
 - a 中学校長は、志願者が追検査の受検を希望する場合は、令和 9 年 3 月 4 日（木）正午までに、志願先高等学校の校長にその旨を報告しなければならない。
 - b 志願者は、令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 4 時までに、次の書類を出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出（親展）しなければならない。
 - (a) 一般入学者選抜追検査受検願書（様式第 32 号）
 - (b) 欠席理由を証明する医師の診断書 等
- (イ) 追検査実施の協議

中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会（高等学校課）に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。
- (ウ) 実施期日
令和 9 年 3 月 10 日（水）
- (エ) 実施場所
一般入学者選抜実施校
- (オ) 検査内容等
 - a 学力検査（本検査とは異なる検査問題）及び面接等を実施する。
 - b 学力検査の時間割及び配点等については、本検査と同様とする。
- (カ) 選抜
本検査の受検者と合わせて選抜を行う。
- (キ) 受検志願者数等の報告
 - a 一般入学者選抜追検査受検願書の提出を受けた高等学校長は、令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 5 時までに、追検査受検志願者数受検者数等報告書（様式第 33 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
 - b 追検査を実施した高等学校長は、令和 9 年 3 月 10 日（水）午前 11 時までに、追検査受検志願者数受検者数等報告書（様式第 33 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

ケ 入学者の選抜

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
- (イ) 調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。
- (ウ) 第1志望者を優先するが、第1志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。
- (エ) 教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

コ 合格発表

- (ア) 日時 令和9年3月15日（月）正午
- (イ) 場所 各高等学校が指定するWebサイト及び各高等学校
- (ウ) 高等学校長は、令和9年3月15日（月）午後1時までに合格者数等報告書（様式第19号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

サ 入学の辞退

- (ア) 合格者のうちで入学を辞退しようとする者は、入学辞退書（様式第20号）を、中学校長を経由して、合格した高等学校の校長に提出するものとする。
- (イ) 中学校長は、提出された入学辞退書に基づき、入学辞退者名簿（様式第21号）を作成して、令和9年3月16日（火）午後1時までに、それぞれの高等学校長に提出しなければならない。
なお、入学辞退者がいない場合は、入学辞退者数を0名と記入して提出するものとする。
また、入学辞退者名簿及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、改めて持参又は郵送で提出する必要はない。

シ 繰上合格

高等学校長は、入学辞退者があり、合格者人数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格を決定することができる。

- (ア) 繰上合格の決定に当たっては、高等学校長は該当する受検者が在籍又は卒業した中学校長を通じて受検者の意志を確認するものとする。
- (イ) 高等学校長から受検者の意志確認の依頼を受けた中学校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果をすみやかに高等学校長に報告するものとする。
- (ウ) 繰上合格の決定は、令和9年3月17日（水）正午までに行うものとする。
- (エ) 中学校長は、繰上合格の連絡に備え、令和9年3月16日（火）午後1時から3月17日（水）正午までの期間における、一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。
ただし、これにより該当する受検者に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。

ス 入学確定者数の報告

高等学校長は、令和9年3月17日（水）午後1時までに、合格者数等報告書（様式第19号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たない高等学校にあっては、再募集実施計画書（様式第22号）も併せて県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(3) 再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員に満たない課程、学科又はコースを有する高等学校について、次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

ア 実施学校の課程・学科・コース及び募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が令和9年3月17日（水）に決定し、関係機関に通知する。なお、再募集入学者選抜を実施する高等学校（以下「再募集入学者選抜実施校」という。）並びに実施学科・コース及び募集生徒数は、3月17日（水）の午後3時以降に県教育委員会のホームページ（P.99 参照）に掲載する。

イ 出願

(ア) 出願方法

- a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内の複数の課程、学科、コースが募集する場合には、順位をつけて出願することができる。
また、令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜の合格者は、再募集入学者選抜に出願することができない。ただし、合格者であっても入学辞退書を提出した者は、出願することができる。
- b 志願者は、次の書類を出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
 - (a) 入学志願書（様式第13号、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）。納付方法は、一般入学者選抜と同様とする。）
 - (b) 一般入学者選抜を受検した者は、その受検証の写し（ただし、受検証を紛失した場合は、一般入学者選抜を受検した高等学校名を中学校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える。）
 - (c) 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を入学志願書とともに志願先高等学校の校長に提出するものとする。（P.52～55 参照）
- c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第1号）を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を添付すること。
- e 中学校長は、令和9年3月19日（金）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜又は一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和9年3月18日（木）から3月19日（金）までとする。
- b 受付時間は、3月18日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、3月19日（金）は午前9時から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、3月19日（金）正午必着とする。

(ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

- a 再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第13号）を切り離して交付しなければならない。
なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。
その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。
また、各再募集入学者選抜実施校が作成する、集合場所、集合時間及び日程などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

- b 再募集入学者選抜実施校の校長は、令和9年3月19日（金）午後1時まで、再募集入学者志願者数等報告書（様式第23号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

ウ 面接

面接は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 令和9年3月25日（木）
(イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校
(ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P.48）により実施する。

エ 学力検査及び作文並びに実技検査

学力検査、作文及び実技検査は、学校、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 令和9年3月25日（木）
(イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校
(ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P.49）及び実技検査実施要領（P.51）により実施する。

オ 入学者の選抜

再募集入学者選抜実施校の校長は、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
(イ) 調査書の合計評定は、第3学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。
(ウ) 第1志望者を優先するが、第1志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。
(エ) 一般入学者選抜の学力検査結果の利用

一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

- a 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、志願者が一般入学者選抜を受検した高等学校ごとに学力検査成績提供依頼書（様式第24号）を作成し、志願者が提出した受検証の写しを添付して、依頼する高等学校長に提出するものとする。

依頼書を受け取った高等学校長は、該当する一般入学者選抜受検者の学力検査成績書（様式第25号）を作成し、依頼のあった高等学校長に提出する。

- b 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、提出された一般入学者選抜の学力検査の成績のすべて又は一部の教科をあらかじめ定めた方法で利用するものとする。ただし、一般入学者選抜の学力検査で受検していない教科のある者及び一般入学者選抜を受検していない者が不利にならないよう、選抜方法を工夫するものとする。

カ 合格発表

- (ア) 日時 令和9年3月26日（金）正午
(イ) 場所 再募集入学者選抜実施校
(ウ) 再募集入学者選抜実施校の校長は、令和9年3月26日（金）午後1時まで、再募集入学者志願者数等報告書（様式第23号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

5 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願方法

ア 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。また、同一学校内であっても複数の課程に出願することはできない。

イ 出願手続

(ア) 志願者は、志願先高等学校の校長に次の書類を提出するものとする。

a 入学志願書（鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号、各募集高等学校で配付）

b 調査書（様式第1号、調査書の作成が不可能な者については、最後に在籍した学校の卒業証明書）

(イ) 中学校長は、志願先高等学校が定める実施期日までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜又は一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

ウ 出願期間

(ア) 令和9年2月19日（金）から3月29日（月）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）なお、この期間のうち、各募集高等学校が定める期日を実施期日とする。

(イ) 受付時間は、令和9年2月19日（金）から3月26日（金）までは、午前9時から午後4時30分までとし、3月29日（月）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

各募集高等学校

(2) 面接

面接は、入学志願者全員に対して行う。

ア 実施期日 各募集高等学校長が定める。

イ 実施場所 各募集高等学校

ウ 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P.48）により実施する。

(3) 選抜方法

高等学校長は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に通知する。

(5) その他

ア 募集高等学校では、あらかじめ「入学者選抜説明会」が開催されるので、出願に当たっては、必ず各募集高等学校に問い合わせること。

イ 高等学校長は、通信制課程合格者数等報告書（様式第34号）を令和9年度入学式の翌日までに県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

6 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

また、主な配慮事項は次のとおりであり、記載がない事項についても申請することができる。

ア 身体等に障がいのある生徒

(ア) 検査室や座席に関する配慮

- ・座席の指定（前列等）
- ・別室の設定（病院等を含む）

(イ) 時間に関する配慮

- ・休憩時間の延長
- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍又は1.5倍）
ただし、学力検査のみとする

(ウ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・拡大鏡、補聴器の持参使用

(エ) その他の配慮

- ・問題用紙、解答用紙の拡大
- ・文書による指示事項等の伝達
- ・英語聞き取り検査における音声聴取の方法（口頭による読み上げ、CDプレイヤーのスピーカーから直接音声を聞く等）
- ・面接形式の変更（集団→個人）

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 時間に関する配慮

- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍又は1.5倍）
ただし、学力検査のみとする

(イ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・紙媒体による辞書の持参使用

(ウ) その他の配慮

- ・問題用紙及び解答用紙のルビ振り
- ・3教科（国語、数学、英語）の受検

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業者、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 配慮に当たっての申請方法

受検上の配慮の申請は、「ア 出願前申請（出願前に申請する方法）」と、「イ 出願時申請（出願時に申請する方法）」とする。

ア 出願前申請

中学校において、個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われており、高等学校入学者選抜においても配慮を希望する志願者が申請できる。

イ 出願時申請

令和8年12月7日（月）以降、突発的事故や帰国等により、高等学校入学者選抜において配慮を希望する志願者が申請できる。

(4) 配慮に当たっての提出書類等

ア 身体等に障がいのある生徒

(ア) 出願前申請（P. 20 参照）

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）及び医師の診断書（写し）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に提出（高等学校課長宛の親展）しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。また、志望校は空欄とすること。
- b 申請期間は、令和 8 年 1 月 4 日（水）から 1 月 7 日（月）の正午までとする。なお、郵送の場合は、書留によることとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、令和 9 年 1 月 18 日（月）までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。
- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）（写し）及び決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
- e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）（写し）及び決定通知書（写し）の受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
- f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は申請期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。

(イ) 出願時申請（P. 20 参照）

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）及び医師の診断書（写し）を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。
- b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長を通じて志願者に連絡すること。

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

- a 帰国又は来日後の期間（帰国又は来日した日から令和 9 年 2 月 1 日までの期間をいう。）が原則 3 年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上であること。
- b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア) の a 及び b の要件を満たす志願者については、全日制課程の一般入学者選抜においては、国語、数学、英語の 3 教科で受検することができるものとする。また、選抜に当たっては、配慮を行った学力検査、面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校で成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 出願前申請（P. 20 参照）

- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に提出（高等学校課長宛の親展）しなければならない。なお、志望校は空欄とすること。
- b 申請期間は、令和 8 年 1 月 4 日（水）から 1 月 7 日（月）の正午までとする。なお、郵送の場合は、書留によることとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、令和 9 年 1 月 18 日（月）までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。

- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）（写し）及び決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
 - e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）（写し）及び決定通知書（写し）の受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
 - f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は申請期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。
- (エ) 出願時申請（P. 20 参照）
- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
 - b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
 - c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長を通じて志願者に連絡すること。
- (オ) その他
- 海外の中学校に在籍している者又は海外の中学校を卒業した者は、直接、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。

ウ 中学校における長期欠席等の生徒

中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒（P. 23「7 自己申告書（2）自己申告書を提出できる者」）は、自己申告書（様式第 28 号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出することができる。

7 自己申告書

(1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができるようにすることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第 28 号）を提出できるものとする。

(2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の方

イ 第 3 学年の欠席日数が 50 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

(ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

(イ) 保健室登校、院内学級等により通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

(ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の方

(3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志願する高等学校に理解してほしいことがらとする。

(4) 志願者への周知

中学校長は、県立高等学校を志願する生徒に、「県立高校入試の自己申告書について」（様式第 29 号）を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。

なお、希望する生徒に、自己申告書（様式第 28 号）を配付する際は、必ず様式の裏面（自己申告書についての注意事項）も印刷すること。

(5) 提出

自己申告書を提出しようとする者は、中学校名・本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校長に提出する。

自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。

(6) 高等学校の取扱いについて

中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫したりするなどの配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることはないよう配慮する。

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる日時

- a 特色及び一般入学者選抜受検者は、令和9年3月15日（月）正午から
- b 再募集入学者選抜受検者は、令和9年3月26日（金）正午から

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校、県教育委員会事務局教育総務課、東部・中部・西部の各教育局

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（保護者等）

(エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、各種健康保険の資格確認書、個人番号カード、運転免許証等の本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼り付けられていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には、加えて戸籍謄本・抄本等の提出を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

各自が受検した県立高等学校で開示決定（通常は請求後1～2週間程度）後に、閲覧又は写しの交付により開示

(2) 即時開示による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる期間

- a 特色及び一般入学者選抜受検者は、令和9年3月15日（月）から4月15日（木）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

受付時間は、3月15日（月）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は、令和9年3月26日（金）から4月26日（月）までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、3月26日（金）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ) 手続き及び本人の確認

受検者本人が即時開示請求書を記入して提出し、受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、各種健康保険の資格確認書、個人番号カード等）の提示により本人確認を行った上で、その場で開示を行う。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

ウ その他

特色入学者選抜については、特色入学者選抜結果通知書（志願者用）（様式第9号）において、即時開示により開示する個人情報の内容と同様の内容を通知する。

(3) その他

通信制課程における入学者選抜受検者が開示請求できる日時及び期間については、各自が受検した県立高等学校に問い合わせること。

9 その他

(1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

(2) 合格後の手続き

ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額を納付書により納入し、入学料納付済証を貼り付けて提出しなければならない。なお、入学料は現金による納付でもよい。その場合、現金は、入学許可願に添えて提出すること。

イ 高等学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立高等学校学則様式第2号の3、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第4号）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数等の報告

高等学校長は、合格者数等報告書（様式第19号）を令和9年度入学式の翌日までに県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(3) 学力検査管理委員会

ア 教育長を委員長とした学力検査管理委員会を設置し、次の係を置く。

庶務係	学力検査の企画、運営、管理及び経理
問題作成係	検査問題、採点基準及び出題方針の作成並びに印刷
会場係	会場準備、受検者受付、検査実施、諸連絡及び後始末
採点係	答案採点及びその指導並びに報告書の作成及び送付

イ 会場係責任者及び採点係責任者は、各高等学校長とする。

(4) 様式作成に当たっての留意事項

ア 各様式は、県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードして使用する。

（ただし、様式第4号、様式第13号及び様式第15号を除く。）（P.99 参照）

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力する、又は様式を印刷して手書きで記入する。

ウ 様式は、原則としてダウンロード時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用する。

エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しないものとする。

カ 入学者選抜に係る表簿の保存年限は5年とする。

(5) 注意事項

ア 一旦受け付けた入学志願書及び一度納入した入学選抜手数料は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、県教育委員会（高等学校課又は各教育局）又は最寄りの県立高等学校に問い合わせること。（P.99 参照）

ただし、再募集入学者選抜に関する事項は、県教育委員会（高等学校課）又は募集を行う高等学校に問い合わせること。

ウ 中学校から高等学校、あるいは高等学校から中学校へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

鳥取県立高等学校 アドミッション・ポリシー一覧表（令和9年度以降入学生用）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）について

アドミッション・ポリシーとは、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）とグラデュエーション・ポリシー（育成をめざす資質・能力に関する方針）に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針です。

〔全日制課程〕

学校名	アドミッション・ポリシー
鳥取東高等学校	●将来に向けての高い志を持ち、本校で学びたいという意欲を持つ生徒を求めます。 ●人とのつながりを大切にし、仲間と協力して学びながら自分の可能性をさらに広げたいという意欲を持つ生徒を求めます。 ●学習・部活動（課外活動）・学校行事の3つに全力で取り組み、夢の実現に向けて努力できる生徒を求めます。
鳥取西高等学校	●勉強だけではなく、様々なことに挑戦する意欲を持ち、互いに切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばしたい生徒を求めます。 ●高い志を持ち、目標の実現に向かって努力する生徒を求めます。
鳥取商業高等学校	○将来の夢や目標実現に向けて、あきらめず継続して取り組む態度と実践力を備え、ビジネスシーンで求められる人とのつながりを持つことに意欲的な生徒を求めます。 （以下のような生徒） ●教科の学習にも、教科学習以外の部活動等にも主体的・計画的に取り組んでいる ●ホームルーム活動や学校行事、生徒会活動等に主体的・協働的に取り組んでいる ●地域や海外に広く目を向け、学校外の活動等に主体的・継続的に取り組んでいる
鳥取工業高等学校	●ものづくりに興味・関心があり、入学後も意欲を持って積極的に学習に取り組む生徒を求めます。 ●これまでも部活動や課外活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も意欲的に活動する意思のある生徒を求めます。 ●夢を持ち、実現に向けて努力することができる生徒を求めます。
鳥取湖陵高等学校	●情報、農業、家庭の専門分野に強い関心を持ち、自ら進んで学び成長しようとする意欲あふれる生徒を求めます。 ●ICTを活用した情報技術、農産物の生産・加工や造園、衣食住・保育・福祉など、多様な分野での学びに積極的に取り組もうとする姿勢のある生徒を求めます。 ●新しい挑戦を恐れず、主体的に学習へ向き合い、自身の可能性を広げようとする生徒、未来への夢や目標に向かい、努力を惜しまない生徒を求めます。
青谷高等学校	●本校での学科の特色をよく理解し、意欲的に学習活動に取り組もうとする生徒を求めます。 ●進路実現に向けて、興味・関心がある分野をもっと深めたい生徒を求めます。 ●生徒会活動をはじめ、集団の中で中心となり主体的に活動しようとする生徒を求めます。 ●地域と連携した活動に関心を持ち、地域社会に貢献したいと思っている生徒を求めます。
岩美高等学校	●入学後も意欲的に学び続ける生徒を求めます。 ●様々な取組をとおして「なりたい自分」を創っていかようとする生徒を求めます。 ●社会人になるために必要な教養と忍耐力を意欲的に身に付ける生徒を求めます。 ●部活動や校内外の諸活動に仲間と協働して取り組む生徒を求めます。 ●学校で培った資質や能力を活かして社会に貢献できる生徒を求めます。
八頭高等学校	●基本的生活習慣及び学習における基礎・基本が確実に身に付いている生徒を求めます。 ●本校を志望する理由が明確で、主体的に学習、探究活動、学校行事、部活動・生徒会活動等に取り組む意志の強い生徒を求めます。 ●高い目標と旺盛な向上心を持ち、自己目標の実現のために努力できる生徒を求めます。 ●他者を尊重し、互いに協力し合いながら学校生活を送ることができる生徒を求めます。

学校名	アドミッション・ポリシー
智頭農林高等学校	● 学科に対する興味関心が高く、日々の学習や部活動、専門分野の実習や体験活動、地域に貢献する活動に積極的に取り組む意欲のある生徒、将来、関連産業へ従事する意欲のある生徒、学校のルールを守ることができる生徒を求めます。(全科共通) ● 園芸作物や特産品の栽培、食品加工、地域資源の活用、地域との交流活動に興味関心があり、入学後も意欲的に学習に取り組める生徒を求めます。(生産科学科) ● 森林管理や森林環境保全、スマート林業、木材工芸、木造建築、林産物の有効利用に興味関心があり、入学後も意欲的に学習に取り組める生徒を求めます。(森林科学科)
倉吉東高等学校	● 探究心を持ち、自らの学びを深め、振り返りを行いながら学び続けようとする生徒を求めます。 ● グローカルな視点で様々な課題に向き合い、他者と協働しながら学びを通じて、国内外や地域社会に貢献しようとする生徒を求めます。 ● 学校生活において、自己の可能性を最大限に発揮しようとする意欲があり、豊かな心を持って行動しようとする生徒を求めます。
倉吉西高等学校	● 志を立て、能力を伸ばすために主体的に学び、チームでの活動や問題解決に積極的に取り組む意欲を持つ生徒を求めます。 ● ボランティア活動や地域イベントへの貢献など、地域に関わる活動に積極的に取り組み、地域社会との連携や地域貢献の意識を持つ生徒を求めます。 ● 持続可能な社会をめざし、地域社会の発展に向けて努力し、行動する意欲を持つ生徒を求めます。
倉吉農業高等学校	● 部活動や課外活動に意欲的に取り組んだ経験があり、入学後も意欲的に活動する意思のある生徒を求めます。 ● 各科の専門分野に興味・関心があり、入学後も意欲的に学習に取り組める生徒を求めます。 ● 自分の住んでいる地域が好きで、将来地元で地域貢献する意欲のある生徒を求めます。
倉吉総合産業高等学校	● 基本的生活習慣が身に付いており、挨拶、礼儀、規範意識を重んじ、自らを律することができる生徒を求めます。 ● 各科の学習内容に対する興味・関心と明確な進路目標を持ち、3年間を通じてその目標を達成させるために、学習に対して主体的に取り組むことができる生徒を求めます。 ● 学校行事や生徒会活動、部活動等に積極的に取り組むことができる生徒を求めます。 ● 将来、産業界で活躍することをめざし、ものづくりや創造的な学びをととして、仲間と協働しながら、学習に取り組むことができる生徒を求めます。
鳥取中央育英高等学校	● 学習活動、部活動、生徒会活動等へ意欲がある生徒を求めます。 ● 高い目標を持って、3年間積極的に挑戦できる生徒を求めます。 ● 競技力等において優れた資質能力を有し、部活動において高いレベルで実践できる生徒を求めます。
米子東高等学校	● 基本的な物事をよく理解し、高い志を持って、目標の実現にむけて努力する生徒を求めます。 ● 他者を尊重し、社会をよりよくするために自分の能力を最大限発揮するよう何事にも主体的に取り組む生徒を求めます。 ● 学習活動、部活動、学校行事、探究活動等に取り組み、自分自身の考えを発表できる生徒を求めます。 ● よりよい社会を実現するために、社会課題・現代的諸課題の解決に向けて努力し、社会に貢献する行動ができるチャレンジ精神旺盛な生徒を求めます。
米子西高等学校	● 勉強と部活動の両立をめざし、意欲的な高校生活を送ろうと考えている生徒を求めます。 ● 好奇心旺盛であり、主体的に学ぼうとする学習意欲を持ち、学力の向上をめざしている生徒を求めます。 ● 自己を律しながら、他者を尊重しつつ、仲間とともに規律正しい生活を送ることができる生徒を求めます。 ● 社会の一員としての自覚を持ち、地域に貢献しようとする意欲のある生徒を求めます。

学校名	アドミッション・ポリシー
米子高等学校	●自分の得意なことを伸ばそうとする意欲があり、同時に他者を大切にする思いやりのある生徒を求めます。 ●基本的生活習慣を身に付けるとともに、礼節を心得、互いに切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばしたい生徒を求めます。 ●周囲の雰囲気に流されることなく、しっかりと自分で考えた適切な判断によって行動できる生徒を求めます。 ●社会への関心を持ち、自分の夢を探し、実現に向けて前向きに努力し、チャレンジできる生徒を求めます。
米子南高等学校	●学校の決まりを守ることができ、協調性があり、学校に活気を与えてくれる生徒を求めます。 ●部活動、生徒会活動、地域活動等に積極的に取り組んだ実績があり、入学後も継続して活動する意欲がある生徒を求めます。 ●将来、商業科・家庭科の専門性を活かして進学または就職しようとする生徒を求めます。特に、調理コースは、調理師資格を取得し、将来、食分野の専門性を活かして進学または就職しようとする生徒を求めます。
米子工業高等学校	●ものづくりを活かしてより良い社会を実現する意欲を持ち、継続的にものづくりや資格取得などの学習に取り組む意欲のある生徒を求めます。 ●生徒会活動、部活動、地域貢献活動に取り組む意欲のある生徒を求めます。 ●様々な可能性に関心を持ち、主体的に行動し、粘り強く探究する生徒を求めます。
境高等学校	●本校を志望する動機・理由が明確、適切であり、学校の教育活動に熱心に取り組み、かつ十分な成業が見込める生徒を求めます。 ●学校の教育活動、部活動に積極的に取り組んだ実績があり、また、入学後も継続して活動する意欲を有する生徒を求めます。
境港総合技術高等学校	●基本的生活習慣が身に付いており、礼儀、マナーを守ることができ、挨拶がしっかりとできる生徒を求めます。 ●自他ともに尊重し、誰に対しても優しく接することができる生徒を求めます。 ●志望する学科の特色を理解し、将来の目標を持って主体的に粘り強く学ぶ生徒を求めます。 ●地域との関わりをとおして、地域への貢献をめざす生徒を求めます。
日野高等学校	●本校を志望する理由が明確で、自己実現に向けての向上心を持ち、学習活動、部活動に主体的に取り組む生徒を求めます。 ●地域での活動に興味・関心があり、多くの人と関わり、仲間と協力して物事に取り組むことのできる生徒を求めます。 ●学校や社会のルールを守り、他者を大切にできる生徒を求めます。

〔定時制課程〕

学校名	アドミッション・ポリシー
鳥取緑風高等学校	○学ぶ意欲と向上心があり、入学後も継続して意欲的に取り組むことができ、以下の3項目のいずれかに該当する生徒を求めます。 ● 自己の夢や希望の実現に向けて努力できる生徒 ● 学習を基礎から学び直し、さらに深めたい生徒 ● 卒業後、進学または就職して自立をめざす生徒
倉吉東高等学校	● 自己管理を行い、しっかり学習する意欲ある生徒を求めます。 ● 自分の夢や目標に向かって根気強く地道に努力する生徒を求めます。 ● 好ましい人間関係を確立し、人間形成の場として学校生活に取り組む生徒を求めます。
米子東高等学校	● 基本的な生活習慣を身に付け、目標の実現に向けて学ぶ生徒を求めます。 ● 他者を尊重し、仲間とともに協働的に学習活動に取り組む生徒を求めます。 ● 自分自身の能力を最大限に発揮するために主体的に学ぶ生徒を求めます。 ● 自分自身の可能性を広げるために挑戦する生徒を求めます。
米子白鳳高等学校	● 自らを厳しく律することができる生徒を求めます。 ● 自分の夢の実現に向け、学業に本気で取り組める生徒を求めます。 ● 高校卒業の資格を取得したいという強い意志を持っている生徒を求めます。

〔通信制課程〕

学校名	アドミッション・ポリシー
鳥取緑風高等学校	○週1回の面接指導（スクーリング）と定められた回数の学習報告書（レポート）提出で学習を進めていきますので、以下の生徒を求めています。 ● 学ぶ意欲と向上心があり、継続的に取り組む姿勢を大切にできる生徒 ● 自分自身の生活習慣をコントロールすることができる生徒 ● 相手の気持ちを考え、仲間を大切にできる生徒 (働くことを考えている場合) ● 社会人としての資質の向上を図ることのできる生徒
米子白鳳高等学校	● 「時間の管理」など自らを厳しく律することができる生徒を求めます。 ● 自分の夢の実現に向け、「自学自習」など学業に本気で取り組める生徒を求めます。 ● 高校卒業の資格を取得したいという強い意志を持っている生徒を求めます。

各校の「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」は、以下のURLまたは二次元コードから、ご確認ください

鳥取県教育委員会事務局高等学校課ホームページ

「県立高等学校のスクール・ミッション及びスクール・ポリシーについて」

<https://www.pref.tottori.lg.jp/315424.htm>



令和9年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表の見方 (全日制課程及び定時制課程)

1 学校名、募集生徒数等

【大 学 科】 大学科名です。 総合
(単位制) は、単位制の総合学科であることを、 普通
(単位制) は、単位制の普通学科であることを表します。

【小 学 科】 小学科名又は部名です。() はコース名です。

鳥取緑風高校及び米子白鳳高校の定時制課程は、午前部、午後部、あるいは夜間部に分かれています。

【募集生徒数】 欄内の } は、くくり募集(1学科ごとではなく、複数の学科等をまとめて募集する方法)であることを表します。

2 特色入学者選抜

【出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等】

- 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会)は「英検」、日本漢字能力検定(公益財団法人日本漢字能力検定協会)は「漢検」、実用数学技能検定(公益財団法人日本数学検定協会)は「数検」と表しています。
- 「出願する際の評定の目安」を示している場合、その高校に入学後の学習を円滑に進めるための目安として示しています。なお、評定については、2学期制の中学校等の受検生は前期の通知表を参考に、3学期制の中学校等の受検生は1、2学期の通知表を参考にし、自ら判断して出願します。合計評定は、対象となる教科の評定の合計数、評定平均は、対象となる教科の評定の合計数を対象となる教科数で除した数値(小数点第2位を四捨五入)です。

(例) 国語3、社会3、数学4、理科4、外国語5、音楽3、美術3、保健体育4、技術・家庭3の9教科の場合
 $(3+3+4+4+5+3+3+4+3) \div 9 = 32 \div 9 = 3.5555 \dots$
 →この場合の合計評定は「32」、評定平均は「3.6」となります。

【調査書で重視する教科】

- 調査書の合計評定算出にあたって、調査書で重視される教科を示しています。

【実施検査内容】

- 特色入学者選抜を行うすべての高校で面接又は口頭試問を実施します。
- 「●」が、各校が実施する検査内容です。
- 「学力検査」の●の下() は、実施する学力検査の教科です。(国)は国語、(数)は数学、(社)は社会、(理)は理科、(英)は英語を表しています。

3 一般入学者選抜

【学力検査実施教科】

学力検査は、国語・社会・数学・理科・英語(聞き取り検査も実施します)の5教科で実施します。

ただし、鳥取緑風高校、倉吉東高校、米子東高校及び米子白鳳高校の定時制課程は、3教科で実施します。

【調査書の合計評定：学力検査の合計得点】

- 調査書の合計評定は、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍して算出します。

(例) 全日制課程で受検教科数が5教科の場合の合計評定

第3学年で学習する*各教科の調査書の評定(5段階)

$$\begin{array}{ccccccc} \downarrow & & & & \downarrow & & \downarrow \\ 5 \text{点} & \times & 5 \text{教科} & \times & 3 & + & 5 \text{点} \times 4 \text{教科} \times 6 = 195 \\ \uparrow & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\ \text{学力検査を実施する教科数} & & \text{学校が決めた倍率} & & \text{学力検査を実施しない教科の評定は、実施する教科の倍率に対して必ず2倍する} & & \text{調査書の合計評定} \end{array}$$

*各教科とは「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語」をいう。

(例) 全日制課程で受検教科数が5教科の場合の合計評定

$5 \text{点} \times 5 \text{教科} \times 2 + 5 \text{点} \times 4 \text{教科} \times 4 = 130 \text{点}$
 $5 \text{点} \times 5 \text{教科} \times 3 + 5 \text{点} \times 4 \text{教科} \times 6 = 195 \text{点}$
 $5 \text{点} \times 5 \text{教科} \times 4 + 5 \text{点} \times 4 \text{教科} \times 8 = 260 \text{点}$

(例) 定時制課程で受検教科数が3教科の場合の合計評定

$5 \text{点} \times 3 \text{教科} \times 2 + 5 \text{点} \times 6 \text{教科} \times 4 = 150 \text{点}$

「調査書の合計評定」：「学力検査の合計得点」の
およその比率

調査書	学力検査	比率
130	250	= 3.4 : 6.6
195	250	= 4.4 : 5.6
260	250	= 5.1 : 4.9

- 学力検査の合計得点は、250点満点(50点×5教科)となります。
- 「調査書の合計評定」：「学力検査の合計得点」の比率は8：2から2：8の範囲内としています。

【その他の検査内容】

一般入学者選抜では、すべての高校で面接を実施します。

令和9年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表

＜全日制課程＞

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めないことを示している。

学校名		大学科	小学校 (コース)	募集 生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重視 する 教科	実施検査内容							一般入学者選抜									
										学力 検査	面接 個人	面接 集団	口頭試問 個人	作文	小論文	プレゼンテーション	実技 検査	学力検査 実施教科	調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容						
鳥取東	普通 (単位制)	普通		280	28	15	2	＜出願要件＞ ○次の1を満たし、かつ2の（1）または（2）のいずれかに該当する者 1 高い英語運用能力を有する者 英検準2級以上、またはそれと同等の検定・資格・スコアを有すること。 2 理数分野または探究活動等において優れた実績を有する者 （1）中学校3年間に於いて、理系分野（理科、数学、情報）に関する、都道府県以上の範囲を対象とするコンクール等で受賞した者。なお、グループによる受賞の場合は、その取組において主要な役割を担い、取組に大きく貢献した者に限る。 （2）中学校3年間に於いて、探究活動（社会課題の解決や地域貢献等）に主体的に取り組む、その内容を外部に向けて発表した経験を有する者。なお、グループ活動の場合は、その取組において主要な役割を担い、取組に大きく貢献した者に限る。 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、自己推薦書（学校が定める様式。中学校で出場した理系分野のコンクール等から得られたもの及び今後の目標について、または、中学校で行った探究活動及び将来の目標について記載する。中学校長の内容確認を求める）、学力検査（数学）、個人面接及びプレゼンテーションの結果等を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科のうち、5教科（外国語、理科、数学を含む）の評定において4以上	無	● (数)	●					5教科	130： 250									面接
	理数 (単位制)																									
鳥取西	普通 (単位制)	普通		280	28	10	1	＜出願要件＞ ○以下の（1）～（3）のいずれかに該当する者 （1）全国的または中国地区等レベルの大会やコンクールなどで入賞相当以上の成績を挙げた者 （2）中学校で履修した教科等に係る資格試験や検定等において卓越した能力を示したり、資格を得たりした者 （3）研究活動や社会貢献活動等において主導的な役割を果たし、顕著な成果を挙げた者 （注）例えば、英検2級以上、数検準1級以上、漢検準1級以上相当とする。 ＜選抜方法＞ ○本校の目指す教育や求める生徒像を踏まえ、志望理由書、自己推薦書、実績等を証明する書類、調査書、個人面接及びプレゼンテーションの結果等を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の各教科の評定において、次の（1）、（2）の両方を満たす者 （1）9教科の評定平均が4.0以上 （2）5教科（国語、社会、数学、理科、外国語）の評定においては、すべて4以上 ＜備考＞ ○県教育委員会が定める志望理由書とは別に、学校が定める自己推薦書とともに、出願要件にある（1）～（3）の実績等を証明する書類の提出を求めます。	無	●						5教科	130： 250	●						面接		

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めなことを示している。

特色入学者選抜				一般入学者選抜												
学校名	大学科	募集生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重視 する 教科	実施検査内容						学力検査 実施教科	調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容
								学力検査	面接 個人	面接 集団	口頭試問 個人	作文	小論文			
鳥取商業 (単位制)	小学科 (コース)					出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等 ＜出願要件＞ ○次の1～3のすべてを満たす者 1 ビジネスを学ぶ理由が明確であり、学習内容の定着（検定受験、資格取得等）に熱意のある者 2 基礎学力を備え、全ての教科の学習に主体的に取り組んでいる者 3 次の（1）または（2）のどちらかに当てはまる者 （1）中学校3年間の校内外の体育的・文化的活動において、個人または団体（大会の登録選手）で県大会ベスト4以上（もしくは同程度以上）や県選抜に選ばれるなどの優れた成績を収め、高校入学後もその経験を生かして学校生活に積極的に取り組む強い意志がある者 （2）（1）にはあてはまらないが、中学校3年間に、校内外で、主体的かつ継続的に取り組んだ活動等があり、そのことについて具体的に説明でき、高校入学後もその経験を生かして学校生活に積極的に取り組む強い意志がある者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を証明する書類等を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科の評定合計が30程度 ＜備考＞ ○県教育委員会が定める志望理由書の本文については、次のことを記載してください。 ●出願要件1及び3（1）または（2）の具体的な内容 ○県教育委員会が定める志望理由書の「2 出願要件に関する具体的記録」欄に、出願要件3について以下のことを記載してください。 ●（1）については、大会名及び成績等（主催者名も記入すること） ●（2）については、活動内容、活動歴及び取り組み姿勢等 ○出願要件3（1）で出願する者は、原則として活動・成績を証明できる書類等を提出してください。証明する書類等は以下の例を参考にし、出願者本人の活動が具体的に確認できるものを準備してください。 例：「大会プログラム掲載のメンバー表」・「主催者公表の結果表」・「新聞記事」・「競技団体発行の証明書」などの写し	無	●					5教科	195： 250	面接	
	商業 (単位制)	152	*	60	*		●									
鳥取工業	工業	152	*	76	*	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等 ＜出願要件＞ ○学習成績が優れ、学習・資格取得に積極的に取り組む意欲のある者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、学力検査、面接検査等を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○次の（1）、（2）の両方に該当する者 （1）第3学年の9教科の評定平均が2.8以上 （2）第3学年の数学の評定が3以上	無	● (数)	●					5教科	195： 250	面接

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めなことを示している。

学校名		大学科	小学科 (コース)	募集 生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	特色入学者選抜		一般入学者選抜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等									重視 調査書で みる教科	実施検査内容						学力検査 実施教科	調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
										学力検査	面接 個人	面接 集団	口頭試問	作文	小論文				プレゼンテーション																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
鳥取湖陵	農業	食品 システム	38	*	*	19	*	<出願要件> ○次の1、2の両方に該当する者 1 農産物の生産や加工に興味・関心があり、積極的に学習しようとする意欲のある者で、専門性を活かして上級学校進学や地域農業・食品関連産業などの発展に貢献しようとする者	<出願要件 (各科共通)> 2 次の(1)～(6)のいずれかに該当する者 (1) 生徒会活動または学級活動で中心的役割を担い、各活動の活性化に尽力した者 (2) 体育的活動を3年間継続し県大会(団体もしくは個人)に出場した者 (3) 文化的活動において各種コンクール・大会等(団体もしくは個人)で入賞実績のある者 (4) ある一定レベル以上の資格・検定(英検3級以上等)を取得した者 (5) 地域の行事、地域に貢献する活動に積極的に取り組んだ者 (6) 第3学年の9教科の評定平均が3.0以上の者(目安)	無	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
										無	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		家庭 人間環境	38	*	*	19	*	<出願要件> ○次の1、2の両方に該当する者 1 衣食住や保育・福祉など家庭科の内容に興味・関心を持ち、積極的に学習しようとする意欲のある者で、専門性を活かして上級学校進学や地域産業などの発展に貢献しようとする者	<選抜方法> ○志望理由書、調査書、実施検査内容等を資料とし、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○なし	無	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めなことを示している。

学校名	大学科	小学校科 (コース)	募集 生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	特色入学者選抜		一般入学者選抜									
									重視 する 教科	実施検査内容						学力検査 実施教科	調査書の 合計評定：	その他の 検査内容
										学力検査	面接	口頭試問	作文	小論文	実技検査			
智頭農林	農業	生産科学	68	＊	34	＊			無							5教科	195： 250	面接
		森林科学											●	●				
倉吉東	普通 (単位制)	普通	200	20	30	3			数学・ 英語					●		5教科	195： 250	面接
倉吉西	普通 (単位制)	普通	120	＊	24	＊			無							5教科	130： 250	面接

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めなことを示している。

特色入学者選抜				一般入学者選抜														
学校名	大学科	募集生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重視する教科	実施検査内容						学力検査 実施教科	調査書の 合計評定・ 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容			
							学力検査	面接	口頭試問	作文	小論文	実技検査						
倉吉農業	農業	34	*	*	＜出願要件＞ ○当該学科の「アドミッション・ポリシー」のすべてに該当する者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科の評定合計が27以上	無		●		●			5教科	195： 250	面接			
		34	*	*														
		34	*	*														
倉吉総合産業	工業	38	*	*	＜出願要件＞ ○次の1～3のすべてに該当する者 1 当該学科の「スクール・ポリシー」を理解しており、当該学科を志望する動機・理由や将来の進路目標が明確であること 2 学習成績が良好で、学習・資格取得に積極的に取り組む意志があること 3 基本的な生活習慣を身につけているとともに、生徒会活動・スポーツや文化的な活動などの諸活動に優れた能力・適性・実績を有し、入学後も継続する強い意志を有すること ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科の評定合計が27以上	無		●		●			5教科	195： 250	面接			
		38	*	*														
		38	*	*														
鳥取中央育英	普通 (単位制)	120	*	*	＜出願要件＞ ○次の1～4のいずれかに該当する者 1 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事）の中心的存在として、その充実・発展に努めた者 2 所属する部活動・クラブチームの中心的存在として、その充実・発展に努めた者 3 級の目安が明示されている資格試験で、中学校卒業程度以上の資格・検定を取得している者 (例) 英検3級、漢検3級、数検3級など 4 課題研究等についての校外発表会への参加や、年間を通して継続的にボランティア活動に取り組むなど、意欲的に課外活動に取り組んだ者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科の評定合計が27以上	無		●		●			5教科	195： 250	面接			
		28	*	*														
		スポーツ活動特色選抜																
鳥取中央育英	普通 (単位制)	120	*	*	＜出願要件＞ ○次の1、2の両方に該当する者 1 2年次以降、スポーツ探究類型に所属し、その学びを高いレベルで実践できる本校部活動に入る者。対象の部は原則として、陸上競技部、山岳部（クライミング）、水泳部（水球）、レスリング部、バレーボール部男子、野球部とする。 2 上記1の部活動（クラブチームも可）で、下記（1）～（3）のいずれかの実績を有している者 (1) 全国・ブロック（中国大会など）レベルの大会に選手として出場した者 (2) 都道府県レベル（鳥取県外の場合は、地区大会も可）の大会において、選手として団体ベスト4以上、個人8位以上の入賞の実績をあげた者 (3) 都道府県以上の規模の選抜チームに選出された者 ※なお、水泳部（水球）は競泳、レスリング部は柔道・相撲も可とする。 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第3学年の9教科の評定合計が24以上	無		●		●		●※3	5教科	195： 250	面接			
		20	*	*														
		※3 反復練習び立ち筋跳び、握力、上体起こし、長座体前屈を行います。																

※3 反復横跳び、立ち幅跳び、握力、上体起こし、長座体前屈を行います。

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めないことを示している。

特色入学者選抜					一般入学者選抜																
学 校 名	大 学 科 (単位制)	小 学 科 (コース)	募 集 生徒数 (人)	う ち 県 外 生徒数 (人以内)	募 集 人 員 (人以内)	う ち 県 外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重 視 す る 書 で 教 科	実施検査内容							学力検査 実施教科	調査書の 合計評定・ 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容			
									学 力 検 査	面 接	口 頭 試 問	作 文	小 論 文	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	実 技 検 査						
米子東	普 通 (単位制)	普 通 (生命科学) 普 通 (普通)	40 240	4 24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5教科	130： 250	面接		
米子西	普 通 (単位制)	普 通	280	28	35	3	出願要件 ○次の（１）～（５）のいずれかに該当する者 （１）生徒会長・副会長 （２）部活動（地域のクラブを含む）実績県３位以内または中国大会以上出場 （３）部活動（地域のクラブを含む）県選抜または部長 （４）英検準２級以上 （５）科学の甲子園ジュニア等の研究大会において県大会に出場する等の顕著な成績 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第３学年の９教科の評定合計が33以上 ＜備考＞ ○調査書に、出願要件（１）～（５）の実績等を証明する記載を求めます。	無	●	●	●	●	●	●	●	●	5教科	130： 250	面接		
米子	総 合 (単位制)		152	*	40	*	出願要件 ○総合的な学習の時間・特別活動等においての実績があり、その実績についてプレゼンテーションができる者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第３学年の９教科の評定平均が3.2以上	無	●								5教科	195： 250	面接		
	商 業	I T ビジネス	114	*	57	*	出願要件 ○次の１～５のいずれかに該当する者 １ 部活動（地域クラブ活動やクラブチーム等による活動を含む）を３年間積極的かつ継続して取り組み、その取組について具体的に説明できる者 ２ 生徒会活動において中心的な役割を果たし、そのことについて具体的に説明できる者 ３ 学級活動において、学級委員長またはそれに該当する役員を務め、その実績を具体的に説明できる者 ４ 各種検定で一定水準以上の級を取得した者（英検３級以上、漢検３級以上、情報処理検定など） ５ 年間を通して、主体的かつ継続的に地域活動・ボランティア活動等に取り組んだ実績があり、そのことについて具体的に説明できる者 ＜選抜方法＞ ○志望理由書、調査書、実施検査内容を資料とし、総合的に判定します。 ＜出願する際の評定の目安＞ ○第３学年の９教科の評定平均が3.0以上	無													
米子南	家 庭	生活創造 (ラフデザイン)	18	1	7	0		無	●※4	●	●						5教科	195： 250	面接		
		生活創造 (調理)	20	2	8	1			※4 志願者数により、面接は集団面接に変更の場合があります。												

※4 志願者数により、面接は集団面接に変更の場合があります。

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めなことを示している。

特色入学者選抜				一般入学者選抜																
学校名	大学科	小学科 (コース)	募集 生徒数 (人)	うち 県外 生徒数 (人以内)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重視 する 教科	実施検査内容							学力検査 実施教科	調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容		
									学力検査	面接 個人	面接 集団	口頭試問 個人	作文 集団	小論文	プレゼンテーション				実技検査	
米子工業	工業	機械	38	*	19	*	<出願要件> ○次の1、2の両方に該当する者 1 工業技術に興味・関心があり、将来技術者として新しい時代を切り拓きたいと考え、自ら試行錯誤して取り組む意欲のある者 2 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 生徒会活動や学級活動に積極的に取り組んだ者 (2) 部活動、校内外の文化的・体育的活動に積極的かつ継続的に取り組んだ者 (3) 工業、数学、理科に関する資格・検定取得あるいはコンテスト等への参加経験のある者 <選抜方法> ○志望理由書、調査書、実施検査内容等を資料とし、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○第3学年の各教科の評定において、次の1、2の両方を満たす者 1 9教科の評定平均が3.0以上 2 数学・理科の評定が3以上	無										5教科	195： 250	面接
		電気	38	*	19	*														
		情報電子	38	3	19	2														
		環境 エネルギー	38	*	19	*														
		建設 (土木)	19	*	9	*														
		建設 (建築)	19	*	9	*														
境 普通 (単位制)	普通	普通	200	*	50	*	<出願要件> ○次の1、2のいずれかに該当する者 1 教育活動に主体的・協働的に取り組むことができ、大学等への進学意欲が高く、本校を志望する動機・理由が明確かつ適切である者 2 次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者 (1) 教育活動に主体的・協働的に取り組むことができ、本校の運動部活動に対する意欲、適性及び能力を有する者 (2) 次の運動部(クラブチーム等を含む)の活動成績が優秀(団体競技の場合は、チームの中心選手として公式試合に出場経験あり)である者 陸上、ヨット、ハンドボール、サッカー、野球、バドミントン、テニス (3) 上記運動部活動における競技(種目)を本校の運動部活動(野球、テニスについては硬式野球、硬式テニス)で継続する意志のある者 <選抜方法> ○志望理由書、調査書、実施検査内容等を資料とし、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○第3学年の9教科の評定合計が27以上 <備考> ○出願要件2で出願する者は、学校が定める「スポーツ活動の記録」の提出を求めます。	無	●(国・数・英)	●								5教科	195： 250	面接
境 水産 工業 福祉	水産	海洋	38	*	10	*	<出願要件> ○次の1、2の両方に該当する者 1 出願する科の学習活動に興味・関心・意欲を有し、志望動機・理由が適切、明確で、目的意識を有する者 2 基本的な生活習慣が身につく、人物及び学習態度が優れている者 <選抜方法> ○志望理由書、調査書、実施検査内容等を資料とし、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○第3学年の9教科の評定合計が25以上	無												
		食品・ ビジネス	38	*	10	*														
	工業	機械	38	*	10	*												●		
	福祉	福祉	38	*	10	*														

※「うち県外生徒数」欄の「＊」は、県外生徒数の上限を定めないことを示している。

学 校 名	大学科	小学科 (コース)	募 集 生徒数 (人)	う ち 県 外 生徒数 (人以内)	う ち 県 外 生徒数 (人程度)	募 集 人 員 (人以内)	う ち 県 外 生徒数 (人程度)	出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重 視 調 査 書 で 検 査 教 科	実施検査内容							一般入学者選抜		
										学 力 検 査	面 接 個 人	口頭試問 個 人	作 文	小 論 文	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	実 技 検 査	学力検査 実施教科	調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容
日 野	総 合 (単位制)		38	*		19	*	<出願要件> ○次の1～3のいずれかに該当する者 1 部活動、校外の文化的・体育的活動に積極的かつ継続的に取り組んだ者 2 生徒会活動または委員会活動で中心的役割を担い、各活動に積極的に参加した者 3 ボランティア活動または地域の行事に積極的に参加するなど、意欲的に課外活動に取り組んだ者 <選抜方法> ○志望理由書、調査書、作文、面接、プレゼンテーションの結果をもとに、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○なし	無								5教科	260： 250	面接
小 計			3,614			969													

令和9年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学希望者選抜検査内容等一覧表

＜定時制課程＞

学校名		大学科	小学科 (コース)	募集 生徒数 (人)	募集 人員 (人以内)	うち 県外 生徒数 (人程度)	特色入学者選抜		一般入学者選抜													
							出願要件、選抜方法、出願する際の評定の目安等	重視 する 教科	実施検査内容						東外通学 生徒募集 実施				調査書の 合計評定： 学力検査の 合計得点	その他の 検査内容		
									学力検査	面接 個人	面接 集団	口頭試問 個人	口頭試問 集団	作文	小論文	実技検査						
鳥取緑風	総合 (単位制)	【午前】		70	14	—	<出願要件> ○高校生活の目標を持ち、自分を律することができる者で、次の1、2のいずれかに該当する者 1 学習への意欲があり、働きながら高校卒業を目指すとする者 2 ルールを守ることができ、かつリーダーシップが備わっている者 <選抜方法> ○志望理由書、調査書、調査書、面接・作文検査結果等を資料とし、総合的に判定します。 <出願する際の評定の目安> ○なし	無										○	3教科 国語・ 数学・ 英語	150： 150	面接	
		【午後】																				
				【夜間】		20	4	—				●				●						
倉吉東	普通 (単位制)	普通		40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3教科 国語と他 の4教科 から志願 者が2教 科を指定	150： 150	面接
米子東	普通 (単位制)	普通		30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	3教科 国語と他 の4教科 から志願 者が2教 科を指定	150： 150	面接
米子白鳳	総合 (単位制)	【午前】		60	—	—	—	—										—	3教科 国語・ 数学・ 英語	150： 150	面接	
		【午後】																				
小計				220	18																	

＜通信制課程＞

学校名	大学科	小学科	募集生徒数(人)	選抜方法
鳥取緑風	普通 (単位制)	普通	約80	面接・書類審査
米子白鳳	普通 (単位制)	普通	約80	面接・書類審査
小計			約160	

令和9年度鳥取県立高等学校特色入学選抜検査内容等一覧表

＜全日制課程＞

学校名	大学科	小学科（コース）	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
鳥取東	普通	普通	個人面接（プレゼンテーション内容に関する質疑を含める）	【学力検査】 数学 【プレゼンテーション】 「出願要件2の（1）または（2）に関すること」 ＜出願要件＞ ○次の1を満たし、かつ2の（1）または（2）のいずれかに該当する者 1 高い英語運用能力を有する者 2 英検準2級以上、またはそれと同等の検定・資格・スコアを有すること。 3 理数分野または探究活動等において優れた実績を有する者 （1）中学校3年間において、理系分野（理科、数学、情報）に関する、都道府県以上の範囲を対象とするコンクール等で受賞した者。なお、グループによる受賞の場合は、その取組において主要な役割を担い、取組に大きく貢献した者に限る。 （2）中学校3年間において、探究活動（社会課題の解決や地域貢献等）に主体的に取り組み、その内容を外部に向けて発表した経験を有する者。なお、グループ活動の場合は、その取組において主要な役割を担い、取組に大きく貢献した者に限る。
	理数	理数		
鳥取西	普通	普通	個人面接（プレゼンテーション内容に関する質疑を含める）	【プレゼンテーション】 「出願要件に関すること（自己推薦書の内容を含める）」 ＜出願要件＞ ○以下の（1）～（3）のいずれかに該当する者 （1）全国的または中国地区等レベルの大会やコンクールなどで入賞相当以上の成績を挙げた者 （2）中学校で履修した教科に係る資格や検定等において卓越した能力を示したり、資格を得たりした者 （注）例えば、英検2級以上、数検準1級以上、漢検準1級以上相当とする。 （3）研究活動や社会貢献活動等において主導的な役割を果たし、顕著な成果を挙げた者
鳥取商業	商業	商業	個人面接	【小論文】 与えられたビジネスに関する資料や課題文等を要約する力や、その内容に対しての自分の考えをまとめ、適切に表現できる力等を見とる。また、ビジネスに対する興味・関心や適性を把握する。
鳥取工業	工業	商業	集団面接	【学力検査】 数学（基本的な問題）
		機械 電気 情報 建設		

学校名	大学科	小学科(コース)	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
鳥 取 湖 陵	農 業	食 品 シ ス テ ム	個人面接	【プレゼンテーション】 「農産物の生産や加工について興味・関心を持っていることと、食品システム科で学びたいこと」
		緑 地 デ ザ イ ン	個人面接	【プレゼンテーション】 「造園や草花について興味・関心を持っていることと、緑地デザイン科で学びたいこと」
	家 庭	人 間 環 境	個人面接	【プレゼンテーション】 「衣食住や保育・福祉など家庭科の内容について興味・関心を持っていることと、人間環境科で学びたいこと」
	情 報	情 報 科 学	個人面接	【プレゼンテーション】 「中学校生活で一番夢中になったことについてその魅力と、その経験を通して情報科学科で学びたいこと」
青 谷	総	合	個人面接	【学力検査】 5教科(国語・社会・数学・理科・英語)の中から、志願者が3教科を選択して受検する。選択して受検した3教科のうち、高得点の2教科の合計点数で総合的に判断する。各学年の学習内容について基礎的・基本的事項を出題する。
岩 美	普 通	普 通	個人面接	【作文】 本校で学ぶことに対する意欲及び興味関心を把握するためにふさわしいテーマを出題する。

学校名	大学科	小学科 (コース)	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
八頭	普通	普通	個人面接 (出願要件に関する質疑を含める)	《スポーツ活動特色選抜》 【学力検査】 国語、数学、英語の基礎的な内容に関する検査 【実技検査】 ・出願要件に係る指定競技の基礎的及び実戦的運動能力に関する検査 ・検査は、下記の実技種目の中から1つ選択する ＜男子＞陸上競技、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、柔道、剣道、ホッケー、硬式野球、バスケットボール、軟式野球 ＜女子＞陸上競技、バレーボール、ソフトテニス、柔道、ホッケー ＜出願要件＞ ○本校が指定する以下の競技種目の部活動またはクラブチーム等 (以下「指定競技」という) において中学校の間活動しており、次のA及びBを満たす者 【男子】 陸上競技 (駅伝を含む)、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、柔道、剣道、ホッケー、硬式野球、バスケットボール、軟式野球 【女子】 陸上競技 (駅伝を含む)、バレーボール、ソフトテニス、柔道、ホッケー ※下宿等が必要な者は、指定競技のうち陸上競技 (男子・女子)、柔道 (男子)、剣道 (男子)、ホッケー (男子・女子)、硬式野球 (男子) のいずれかの競技とする。 A 当該指定競技を高校入学後も3年間継続して積極的に取り組み意思が強い者 B 次の1または2に該当する者 1 次の (1) ～ (4) のいずれかに該当する者 (1) 全国大会またはブロック大会に選手として出場した者 (2) 鳥取県大会において、選手として団体ベスト8以上、個人8位以上の実績をあげた者または県外の大会でこれと同等の成績と判断できる実績をあげた者 (3) 鳥取県東部地区大会、中部地区大会または西部地区大会において、選手として団体2位以上、個人4位以上の実績をあげた者または県外の地区大会でこれと同等の成績と判断できる実績をあげた者 (4) 県以上の規模の選抜チームに選出された者 2 指定競技の中心的存在として活躍し、その充実・発展に努めた者 《特別活動特色選抜》 【学力検査】 国語、数学、英語の基礎的な内容に関する検査 【プレゼンテーション】 「出願要件に関すること」 ＜出願要件＞ ○次の (1) ～ (4) のいずれかに該当する者 (1) 文化的活動の県大会レベル以上の大会や発表会において、入賞以上の成績をおさめた者 (2) 級の目安が明示されている資格試験で、中学校卒業程度を超えるレベルの資格・検定を取得している者 (3) 校外の発表会への参加や探究活動、ボランティア活動に積極的に取り組みなど、意欲的に課外活動に取り組んだ者 (4) 校内活動 (生徒会活動、学級活動、部活動 (運動部、文化部を問わない) 等) または校外のクラブチーム、各種活動サークル等の中心的存在として、その充実・発展に努めた者

学校名	大学科	小学科（コース）	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
智頭農林	農業	生産科 森林科	個人面接	【作文】 学校、学科及びコースに対する興味・関心、目的意識、学習意欲等を把握するためにふさわしいテーマを出題する。
倉吉東	普通	普通	個人面接	【作文】 出願要件に基づき、受験生の意欲や適性等を把握できるテーマを出題する。 ＜出願要件＞ ○次の1または2に該当する者 1 探究心を持ち、主体的に自らの学びを深めていく意欲のある者（スポーツ・文化芸術活動での取組を含みます） 2 国際的な視野を身につけ将来国内外で活躍したいという希望を持つ者、または国際バカロレア教育に興味関心のある者
倉吉西	普通	普通	集団面接	【小論文】 地域のあり方や課題に対するテーマを出題する。論理的に論じる力等をもとに、地域貢献に対する意欲・興味・関心をみる。
倉吉農業	農業	生産科 食環境	個人面接	【作文】 本校で学ぶにあたっての意欲及び興味、関心を把握するためのテーマを出題する。
倉吉総合産業	工業 商業 家庭	機械 電気 ビジネス 生活デザイン	個人面接	【作文】 出願要件に該当するかどうかを把握するためのテーマを出題する。 ＜出願要件＞ ○次の1～3のすべてに該当する者 1 当該学科の「スクール・ポリシー」を理解しており、当該学科を志望する動機・理由や将来の進路目標が明確であること 2 学習成績が良好で、学習・資格取得に積極的に取り組み意欲があること 3 基本的な生活習慣を身につけているとともに、生徒会活動・スポーツや文化的な活動などの諸活動に優れた能力・適性・実績を有し、入学後も継続する強い意志を有すること
鳥取中央育英	普通	普通	個人面接	《特別活動特色選抜》 【作文】 本校で学ぶことに対する意欲、関心、目的意識等を把握するためのテーマを出題する。 《スポーツ活動特色選抜》 【作文】 本校で学ぶことに対する意欲、関心、目的意識等を把握するためのテーマを出題する。 【実技検査】 体力診断（反復横跳び、立ち幅跳び、握力、上体起こし、長座体前屈）
米子西	普通	普通	個人面接	【プレゼンテーション】 「中学校時代に頑張ったこと・今後頑張りたいこと」
米子	総合	総合	個人面接	【プレゼンテーション】 「中学校の『総合的な学習の時間』や『特別活動』等で、あなたが取り組みたいこと」

学校名	大学科	小学科 (コース)	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
米 子 南	商 業	I T ビ ジ ネ ス	個人面接 (志願者数により集団面接に変更する場合あり)	【作文】 与えられたテーマに対して考えをまとめる力、考えを表現する力を検査することで、本学科にふさわしい意欲、興味、関心等を有するかどうかを把握する。
	家 庭	生 活 創 造 (ライフデザイン)	個人面接 (志願者数により集団面接に変更する場合あり)	【作文】 与えられたテーマに対して考えをまとめる力、考えを表現する力を検査することで、本コースにふさわしい意欲、興味、関心等を有するかどうかを把握する。
		生 活 創 造 (調 理)	個人面接 (志願者数により集団面接に変更する場合あり)	【作文】 与えられたテーマに対して考えをまとめる力、考えを表現する力を検査することで、本コースにふさわしい意欲、興味、関心等を有するかどうかを把握する。
米 子 工 業	工 業	機 械 電 気 情 報 電 子 環 境 エ ネ ル ギ ー 建 設 (土 木) 建 設 (建 築)	集団面接	【実技検査】 ペーパークラフト (指定された大きさの立体作製)
境 普 通	普 通	普 通	個人面接	【学力検査】 国語、数学、英語の基礎的な内容に関する検査 【プレゼンテーション】 ・出願要件1は、「中学校での「総合的な学習の時間」等における取組・成果について」 ・出願要件2は、「中学校での運動部活動 (クラブチーム等を含む) における取組・成果について」 <出願要件> ○次の1、2のいずれかに該当する者 1 教育活動に主体的・協働的に取り組むことができ、大学等への進学意欲が高く、本校を志望する動機・理由が明確かつ適切である者 2 次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者 (1) 教育活動に主体的・協働的に取り組むことができ、本校の運動部活動に対する意欲、適性及び能力を有する者 (2) 次の運動部 (クラブチーム等を含む) の活動成績が優秀 (団体競技の場合は、チームの中心選手として公式試合に出場経験あり) である者 陸上、ヨット、ハンドボール、サッカー、野球、バドミントン、テニス (3) 上記運動部活動における競技 (種目) を本校の運動部活動 (野球、テニスについては硬式野球、硬式テニス) で継続する意志のある者
				【作文】 調査書、志望理由書では得られない受検者の意見や考え方と表現する力をみるとともに、興味・関心・意欲等を把握するためにふさわしいテーマを出題する。
境 港 総 合 技 術	水 産 工 業 福 祉	海 産 食 品 ・ ビ ジ ネ ス 機 械 福 祉	個人面接	【作文】 調査書、志望理由書では得られない受検者の意見や考え方と表現する力をみるとともに、興味・関心・意欲等を把握するためにふさわしいテーマを出題する。

学校名	大学科	小学科 (コース)	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
日 野	総 合	合	個人面接	【面接 (3分間程度のプレゼンテーションを含む)】 ・プレゼンテーション：志望動機及び次のいずれか1つを選び、3分間程度口頭により行う ① 中学校でどのような力を身につけ、入学後、その力をどのように発揮したいか、 ② 日野高校に入学して、何を頑張っていきたいか ③ 日野高校に入学して、どのような力を身につけたいか ④ どのような大人・社会人になりたいか、 ・個人面接：プレゼンテーションの内容に関する質問を含む 【作文】 本校での学ぶ意欲や本校の特色に対する興味、関心等把握するためのテーマを出題する。

<定時制課程>

学校名	大学科	小学科 (コース)	面接・口頭試問	学力検査・作文・小論文・プレゼンテーション・実技検査等
鳥 取 緑 風	総 合	【 午 前 】 【 午 後 】 【 夜 間 】	個人面接	【作文】 学校に関する関心、高校生活の目的意識、入学後の学習意欲等を把握するためのテーマを出題する。

入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領

1 趣 旨

入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした面接又は口頭試問実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で面接及び口頭試問の方式、時間、質問内容、評価基準等の実施方法を定める。

なお、口頭試問は、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その口頭試問においては、学校、学科又はコースに対する理解の状況や、中学校等における基礎的・基本的な学習内容の理解の状況等をみることができるとする。

3 留意事項

(1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接又は口頭試問ができるよう配慮する。

(2) 検査員の数、一検査場につき複数置くこととする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接及び口頭試問が公平に行われるよう配慮する。

(3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、検査に当たっての配慮の対象でなくとも、吃音、難聴等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。

なお、次のことについては質問しないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に関すること。

エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。

(4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、作文又は小論文のいずれかによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした作文又は小論文実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で、作文及び小論文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

なお、小論文は、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとし、その小論文においては、与えられたテーマ、課題文及び資料に対して自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができることとする。

3 留意事項

(1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア 志願者の思想、信条に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

ただし、ウについて、小論文においては、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ等は可能とする。

(2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(3) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のためのプレゼンテーション実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、プレゼンテーションによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長としたプレゼンテーション実施委員会を設置し、その意見を聞いた上でプレゼンテーションのテーマ、方式、時間、評価基準等の実施方法を定める。

なお、プレゼンテーションは、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとする。また、そのプレゼンテーションにおいては、志願者に対して事前にテーマを与えることとし、与えられたテーマに対して、自分が取り組んできたことや自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができることとする。

3 留意事項

- (1) 志願者に対して、事前にプレゼンテーションのテーマ、方式、時間等を示すこととする。
- (2) 志願者が落ち着いて発表することができるように、和やかな雰囲気の中でプレゼンテーションができるよう配慮する。
- (3) 検査員の数は、一検査場につき複数置くこととする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、プレゼンテーションが公平に行われるよう配慮する。

- (4) プレゼンテーションの内容についての質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、検査に当たっての配慮の対象でなくとも、吃音、難聴等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。

なお、次のようなテーマ及び質問とならないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

ただし、ウについて、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ、質問等は可能とする。

- (5) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (6) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

入学志願者の選抜のための実技検査実施要領

1 趣 旨

入学志願者に対して、実技検査を実施することで、学校、学科又はコースの特性に応じた能力・適性等を把握する。

2 実施方法等

各高等学校長は、校長を委員長とした実技検査実施委員会を設置し、その意見を聞いた上で実技検査の検査内容、評価基準等の実施方法を定める。

3 留意事項

- (1) 検査は、中学校で学習した基礎的・基本的な事項について行う。
- (2) やむを得ない事情で実技検査時刻に遅刻した志願者には、その者の実技検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (3) 当日、やむを得ない事情で実技検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて実技検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

令和9年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領

1 募集区分及び志願者区分

保護者が鳥取県内に居住している志願者を県内生徒、保護者が県外に居住している志願者を県外生徒とした募集区分において選抜を行う。

なお、志願者区分においては、鳥取県内の中学校出身（卒業見込みを含む。）かつ保護者が鳥取県内に居住している者を県内志願者といい、それ以外の者を県外志願者という。（別表参照）

また、県外志願者は、「2 県外志願者の取扱い」に従って出願するものとする。

別表

募集区分	保護者の居住地(※)	出身中学校	志願者区分
県内生徒	県内	県内	県内志願者
	県内	県外	県外志願者
県外生徒	県外	県内	県外志願者
	県外	県外	県外志願者

※保護者の居住地は、出願時のものとする。

2 県外志願者の取扱い

県外志願者については、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合に本県の県立高等学校に出願することを許可する。

- （1）次表の左欄に掲げる県外指定地域に居住する者が、右欄に掲げる本県の県立高等学校に志願する場合【募集区分は県内生徒】

県外指定地域			学校名 大学科名（小学科名）
県名	郡市名	町村名等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取工業高等学校 工業学科（建設工学科） 鳥取湖陵高等学校 情報学科（情報科学科）
岡山県	津山市	阿波、加茂町	智頭農林高等学校
	美作市	旧大原町、旧東栗倉村	
	英田郡	西栗倉村	
	真庭郡	新庄村	日野高等学校
	新見市	千屋花見、千屋井原、 千屋実、千屋	
島根県	松江市	美保関町、八束町	境高等学校 境港総合技術高等学校

出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

ア 志願者が準備する書類	イ 中学校長が準備する書類
a 入学志願書（様式第4号又は様式第13号） b 志望理由書（様式第5号）（特色入学者選抜のみ） c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校のホームページからダウンロードする。） d 県外志願者出願届（様式第30号） e 当該指定地域に居住していることを証明する志願者の住民票抄本	a 調査書（様式第1号） b 志願者数一覧表（様式第6号） ※ 学習成績分布表（様式第3号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

(2) 次表の左欄に掲げる特別事情の①又は②に該当する者が、本県の県立高等学校に志願する場合

特別事情	添付書類
① 保護者が鳥取県内に居住しているが、県外の中学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。） 【募集区分は県内生徒】	保護者の住民票抄本
② 保護者が県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者（志願者のみ居住地を変更する者を含む。） 【募集区分は県外生徒】 ※ただし、定時制課程及び通信制課程に志願する場合の募集区分は県内生徒とする。	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類 (例：保護者の勤務先における転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等)

出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

ア 志願者が準備する書類	イ 中学校長が準備する書類
a 入学志願書（様式第4号又は様式第13号） b 志望理由書（様式第5号）（特色入学者選抜のみ） c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校のホームページからダウンロードする。） d 県外志願者出願届（様式第30号） e (2) の表の右欄に掲げる書類	a 調査書（様式第1号） ※ 学習成績分布表（様式第3号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

ただし、特色入学者選抜については、次表の「特色入学者選抜に出願できる学校（科・コース）」以外に出願することはできない。

＜特色入学者選抜に出願できる学校（科・コース）＞（P.31～41 参照）

全日制 課 程	鳥取東高等学校	普通学科	普通科
		理数学科	理数科
	鳥取西高等学校	普通学科	普通科
	鳥取商業高等学校	商業学科	商業科
	鳥取工業高等学校	工業学科	機械科、電気科、情報工学科、建設工学科
	鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科、緑地デザイン科
		家庭学科	人間環境科
		情報学科	情報科学科
	青谷高等学校	総合学科	
	岩美高等学校	普通学科	普通科
	八頭高等学校	普通学科	普通科
	智頭農林高等学校	農業学科	生産科学科、森林科学科
	倉吉東高等学校	普通学科	普通科
	倉吉西高等学校	普通学科	普通科
	倉吉農業高等学校	農業学科	生物科、食品科、環境科
	倉吉総合産業高等学校	工業学科	機械科、電気科
		商業学科	ビジネス科
		家庭学科	生活デザイン科
	鳥取中央育英高等学校	普通学科	普通科
	米子西高等学校	普通学科	普通科
	米子高等学校	総合学科	
	米子南高等学校	商業学科	I Tビジネス科
		家庭学科	生活創造科（調理コース）
	米子工業高等学校	工業学科	機械科、電気科、情報電子科、環境エネルギー科、建設科（土木コース）、建設科（建築コース）
	境高等学校	普通学科	普通科
	境港総合技術高等学校	水産学科	海洋科、食品・ビジネス科
		工業学科	機械科
		福祉学科	福祉科
	日野高等学校	総合学科	

(3) 保護者が県外に居住している者が、県外から通学することを前提として、次の①又は②の本県の県立高等学校に志願する場合【募集区分は県外生徒】

① 前頁表の「特色入学者選抜に出願できる学校（科・コース）」

② 次表の「一般入学者選抜に出願できる学校（科・コース等）」

＜一般入学者選抜に出願できる学校（科・コース等）＞（P.31～41 参照）

全日制 課 程	鳥取東高等学校	普通学科 理数学科	普通科 理数科
	鳥取西高等学校	普通学科	普通科
	鳥取商業高等学校	商業学科	商業科
	鳥取工業高等学校	工業学科	機械科、電気科、情報工学科、建設工学科
	鳥取湖陵高等学校	農業学科 家庭学科 情報学科	食品システム科、緑地デザイン科 人間環境科 情報科学科
	青谷高等学校	総合学科	
	岩美高等学校	普通学科	普通科
	八頭高等学校	普通学科	普通科
	智頭農林高等学校	農業学科	生産科学科、森林科学科
	倉吉東高等学校	普通学科	普通科
	倉吉西高等学校	普通学科	普通科
	倉吉農業高等学校	農業学科	生物科、食品科、環境科
	倉吉総合産業高等学校	工業学科 商業学科 家庭学科	機械科、電気科 ビジネス科 生活デザイン科
	鳥取中央育英高等学校	普通学科	普通科
	米子東高等学校	普通学科	普通科（生命科学コース）、普通科（普通コース）
	米子西高等学校	普通学科	普通科
	米子高等学校	総合学科	
	米子南高等学校	商業学科 家庭学科	I T ビジネス科 生活創造科（ライフデザインコース）、 生活創造科（調理コース）
	米子工業高等学校	工業学科	機械科、電気科、情報電子科、環境エネルギー科、 建設科（土木コース）、建設科（建築コース）
	境高等学校	普通学科	普通科
	境港総合技術高等学校	水産学科 工業学科 福祉学科	海洋科、食品・ビジネス科 機械科 福祉科
	日野高等学校	総合学科	
定時制 課 程	鳥取緑風高等学校（※）	総合学科	午前部、午後部、夜間部
	米子東高等学校（※）	普通学科	普通科

※定時制課程については、再募集入学者選抜に出願することはできない。

出願書類

志願者は、出身中学校の校長を経由して、以下の書類を志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

ア 志願者が準備する書類	イ 中学校長が準備する書類
a 入学志願書（様式第4号又は様式第13号） b 志望理由書（様式第5号）（特色入学者選抜のみ） c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校のホームページからダウンロードする。） d 県外志願者出願届（様式第30号）	a 調査書（様式第1号） ※ 学習成績分布表（様式第3号）は、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

3 注意事項

- (1) 入学志願書等出願に必要な書類一式（実施要項、志願書等の所定の用紙等）は、県教育委員会（高等学校課）で受け取るものとする。なお、郵送を希望する者は、書類送付用として、510円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（角形2号：縦33.2cm×横24cm）を県教育委員会（高等学校課）に送付すること。
（郵送においては、県教育委員会（高等学校課）受け取り後、送付までに1週間程度を要する場合がある。）
- (2) 各様式は、県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードして使用する。（ただし、様式第4号、様式第13号及び様式第15号を除く。）（P.99 参照）
- (3) この要領に関する疑問点は、県教育委員会（高等学校課又は各教育局）に問い合わせること。（P.99 参照）

調 査 書										受付番号		※	
(ふりがな)		氏 名		性別		卒 業		令和 年 月 日 卒業 ・ 卒業見込					
生 年 月 日		平成 年 月 日生				現 住 所							
学 生 の 記 録	区 分	I 観点別学習状況			II 評定			学年	1 年	2 年	3 年		
		観 点	評 価	1 年	2 年	3 年							
	国 語	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録	学 級 活 動					
		思考・判断・表現							生 徒 会 活 動				
		主体的に学習に取り組む態度								学 校 行 事			
	社 会	知識・技能					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等						
		思考・判断・表現						学 校 行 事					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	数 学	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
		思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	理 科	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
		思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	音 楽	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
		思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	美 術	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
		思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	保 健 体 育	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
		思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事				
	技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 等 の 記 録			学 校 行 事			
思考・判断・表現						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等							
主体的に学習に取り組む態度								学 校 行 事					
外 国 語	知識・技能						特 別 活 動 等 の 記 録		学 校 行 事				
	思考・判断・表現					体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等							
	主体的に学習に取り組む態度							学 校 行 事					
総合的な学習の時間									特記事項				
上記の記載事項に相違ないことを証明する。													
令和 年 月 日													
中学校名 校長氏名													
印													

調 査 書										受付番号		※	
(ふりがな)					性別				卒業		平成・令和 年 月 日 卒業		
氏 名							現 住 所						
生 年 月 日			平成 年 月 日生										
学 習 の 記 録	区 分	I 観点別学習状況			II 評定			学年	項目	1 年	2 年	3 年	
		観 点		評価	1年	2年	3年						
	国 語	国語への関心・意欲・態度						特 別 学 級 活 動					
		話す・聞く能力											
		書く能力											
		読む能力											
		言語についての知識・理解・技能											
	社 会	社会的事象への関心・意欲・態度						生 徒 会 活 動					
		社会的な思考・判断・表現											
		資料活用 の 技能											
		社会的事象についての知識・理解											
	数 学	数学への関心・意欲・態度						学 校 行 事					
		数学的な見方や考え方											
		数学的な技能											
		数量や図形などについての知識・理解											
	理 科	自然事象への関心・意欲・態度						体 育 ・ 文 化 ・ 奉 仕 活 動 等					
		科学的な思考・表現											
		観察・実験の技能											
		自然事象についての知識・理解											
	音 楽	音楽への関心・意欲・態度											
		音楽表現の創意工夫											
		音楽表現の技能											
		鑑賞の能力											
	美 術	美術への関心・意欲・態度											
		発想や構想の能力											
		創造的な技能											
		鑑賞の能力											
	保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度											
運動や健康・安全についての思考・判断													
運動の技能													
運動や健康・安全についての知識・理解													
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度												
	生活を工夫し創造する能力												
	生活の技能												
	生活や技術についての知識・理解												
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度												
	外国語表現の能力												
	外国語理解の能力												
	言語や文化についての知識・理解												
総合的な学習の時間		特記事項											
上記の記載事項に相違ないことを証明する。													
令和 年 月 日													
中学校名 校長氏名													
印													

調査書作成上の注意事項

1 用紙（A4判縦長）

県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードした様式（学校業務支援システムを含む。）を使用することとし、それに直接入力する、又は様式を印刷して、手書きで記入（ゴム印使用可）するかいずれかによることとする。

2 ※欄（受付番号欄）には記入しない。また、選択を必要とする事項は、該当事項を○印で囲む。

3 外国籍を有する志願者等については、本人が希望する氏名を用いる。

4 現住所の欄は、県内志願者については郡市名から、県外志願者については都道府県名から書き始める。

5 学習の記録

(1) 観点別学習状況の評価

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、第3学年の状況の評価を、A、B、Cの3段階で記入する。

A 「十分満足できる」状況と判断されるもの

B 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

C 「努力を要する」状況と判断されるもの

(2) 教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。））の評定

ア 第1、2学年……指導要録から転記する。

イ 第3学年

令和9年3月卒業見込みの者

各教科については、各教科の評定を目標に準拠した評価で5段階の評定とし、学習成績一覧表（様式第2号）から転記する。

5 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの

4 「十分満足できる」状況と判断されるもの

3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの

2 「努力を要する」状況と判断されるもの

1 「一層努力を要する」状況と判断されるもの

令和8年3月までに卒業した者

指導要録から転記する。

6 総合的な学習の時間に関する記録

平成15年3月以降の中学校卒業生及び中学校卒業見込みの者について、第3学年で行った学習活動及びその評価等について記入する。なお、特別の教育課程等で、総合的な学習の時間を代替している教科についても同様とする。

7 特別活動等の記録

項目ごとに、所属する係名や委員会名及びその役職名並びに学校行事における役割名等を記入する。記入に当たっては、名称のみでもよい。

なお、体育・文化・奉仕活動等の欄については、次に該当するものを記入する。

- (1) 部活動において著しく優秀な成績をあげたもの。
- (2) その他の体育活動及び文化活動において著しく優秀な成績をあげたもの。
- (3) 家庭や社会における奉仕活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動等、課外における活動のうち、生徒の長所と判断されるものなど。

8 行動の記録

第3学年の各教科、道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について記入する。項目ごとに十分満足できる状況にあると判断される場合は、欄内に○印を記入する。

また、過年度卒業者については、指導要録から転記するものとする。

9 出欠の記録

- (1) 指導要録から転記する。ただし、卒業見込みの者の第3学年の欄は、令和8年12月31日（木）までの状況を記入する。
- (2) 欠席の主な理由は、1週間以上の連続欠席及び年間10日以上欠席について、その理由を記入する。

10 特記事項

転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。なお、選択教科や特別の教育課程等で評定を付けている教科については、第1、2学年の評定を指導要録から転記し、第3学年の評定については、設定された目標に照らして3段階（A、B、C）で記入する。また、過年度卒業者の卒業以後現在までの生活態度、学習状況等について、就職者はその職歴を、他の学校・専修学校又は各種学校の就学者は在学中の成績等を、無職の者は家庭での状況等を、事業主、学校からの資料又は保護者の報告に基づき記入する。枠内に書ききれない場合は、紙を貼り足して記入する（裏面添付も可）。その場合は、校長印で割印すること。中学校において記入された事項以外の資料の添付は認めない。

- 11 調査書の記載内容は、特色入学者選抜、一般入学者選抜及び再募集入学者選抜とも同一のものとする。ただし、特色入学者選抜又は一般入学者選抜以後に特記事項欄に記載すべき事項が生じた場合はこの限りでない。

- 12 使用しない欄（該当事項のない欄）には、様式第1号【記入例】(P.60)を参考に、「なし」と記入するか斜線を引くこととし、空欄のままにしないこととする。

調 査 書										受付番号		※	
(ふりがな)			とっとり はなこ			性別	女	卒 業		令和 9 年 3 月 31 日 卒業 ・ 卒業見込			
氏 名			鳥取 花子					現 住 所		〇〇市△△町×××番地			
生 年 月 日			平成 23 年 5 月 5 日生										
学 習 の 記 録	区 分	教 科	Ⅰ 観点別学習状況			Ⅱ 評定			学年	1 年	2 年	3 年	
			観 点		評価	1年	2年	3年					
	国 語	知識・技能		A	4	4	5						
		思考・判断・表現		A									
		主体的に学習に取り組む態度		A									
	社 会	知識・技能		A	3	3	4						
		思考・判断・表現		B									
		主体的に学習に取り組む態度		A									
	数 学	知識・技能		B	2	2	3						
		思考・判断・表現		B									
		主体的に学習に取り組む態度		B									
	理 科	知識・技能		B	2	2	3						
		思考・判断・表現		C									
		主体的に学習に取り組む態度		B									
	音 楽	知識・技能		B	3	2	3						
		思考・判断・表現		B									
		主体的に学習に取り組む態度		B									
	美 術	知識・技能		B	3	3	3						
		思考・判断・表現		C									
		主体的に学習に取り組む態度		B									
	保 健 体 育	知識・技能		A	5	5	5						
		思考・判断・表現		A									
		主体的に学習に取り組む態度		A									
	技 術 ・ 家 庭	知識・技能		B	5	4	4						
思考・判断・表現		A											
主体的に学習に取り組む態度		B											
外 国 語	知識・技能		A	4	4	4							
	思考・判断・表現		A										
	主体的に学習に取り組む態度		B										
総合的な学習の時間		……（学習活動の内容）……について学習した。…… ……（評価等）……であった。						特記事項		なし			
上記の記載事項に相違ないことを証明する。													
令和 9 年 2 月〇〇日													
中学校名		校長氏名		〇〇市立△△中学校				大山 美砂子		印			

様式第2号（中学校→高等学校課）

学 習 成 績 一 覧 表

令和 8 年度 第 3 学年 組												
番号	氏 名	教 科	各 教 科 の 評 定								合計 素点	備 考
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
学級合計	評定5の数											
	〃 4 〃											
	〃 3 〃											
	〃 2 〃											
	〃 1 〃											
	その他の人数											
	合計人数											
上記の記載に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 中学校名 校長氏名												

(注) 1 この表は、在籍している第3学年の生徒全員について、学級ごとに作成する。
2 各教科の評定は、目標に準拠した評価で5段階とし、調査書に記入する評定と同一のものであること。
3 各学級の出席番号の順に記載する。
4 過年度卒業者については、この表の作成は不要である。
5 県外志願者については、各都道府県が定める様式で代えることができる。
6 この表は、志願先高等学校への提出は不要であるが、県教育委員会からの求めがあれば、高等学校課へ提出できるようにしておくこと。

学 習 成 績 分 布 表

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

中学校名

校長氏名

令和8年度 第3学年		各教科の評定別人数及び割合								
評 定	教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	外国語
5を与えた	人 数									
	割合(%)									
4を与えた	人 数									
	割合(%)									
3を与えた	人 数									
	割合(%)									
2を与えた	人 数									
	割合(%)									
1を与えた	人 数									
	割合(%)									
その他の人数										
学年合計人数										

備 考 :割合(%)は、小数第2位を四捨五入する。また、割合(%)の計が100とならない場合もある。

- (注) 1 この表は、学習成績一覧表に基づき、第3学年の生徒全員の各教科の評定別人数及び割合を記入する。
- 2 「その他の人数」は、評定1～5以外の評価（文章記述等）を与えた人数を記入する。
- 3 「学年合計人数」は、各教科の評定別人数に「その他の人数」を合計し、この数をもとに各評定の割合を算出する。
- 4 各中学校長は、この表を県教育委員会（高等学校課）に、令和9年2月17日（水）正午までに提出することとする。なお、特色入学者選抜に出願する場合は、令和9年1月26日（火）正午までに提出することとする。（志願先高等学校への提出は不要）
- 5 過年度卒業者については、この表の作成及び提出は不要である。
- 6 用紙の規格はA4判縦長とする。

令和 9 年度 特 色 入 学 志 願 書

鳥取県立
高等学校長 様
令和 年 月 日
特色入学者選抜により貴校に入学したいので、下記のとおり出願します。

記		受付番号	※
志 望 学 科	課 程 学 科 科 コース		
志願者	ふ り が な 氏 名	生 年 日 月 日	平成 年 月 日生
	出 身 中 学 校	(令和 年 月 日 卒業・卒業見込)	
	現 住 所	〒 ー	
保 護 者 氏 名			

特 色 入 学 受 検 証	
受検番号	※
氏名 平成 年 月 日生 上記の者は、令和 9 年度鳥取県立高等学校 特色入学者選抜の受検者であることを証する。 鳥取県立 高等学校長	

〔特色用〕

氏 名	
受検番号	※

入学選抜手数料納付済証
貼り付け欄
〔 全日制 2,200 円
定時制 1,000 円 〕

※提出された納付済証は
返却しません。

（裏面に注意事項あり）

(裏 面)

記 入 上 の 注 意 事 項

- 1 県教育委員会が配付した用紙を使用すること。コピーは不可とする。
- 2 黒色のボールペンで記入し、訂正する場合は、二重線を引いて訂正印を押すこと。
- 3 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。
- 4 特色入学志願書の日付は、出願期間内の出願日（出願予定日）とする。
- 5 志望学科欄には、課程名、大学科名及び小学科名を記入する。また、コースを選択する場合は、小学科名の下にあわせてコース名を記入すること。
- 6 氏名欄には、調査書と同一の氏名を記入すること。
- 7 出身中学校欄には、中学校名及び卒業（卒業見込）年月日を記入し、卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。
- 8 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。
- 9 入学選抜手数料を納付書で納付する場合は、納付済証を入学選抜手数料納付済証貼り付け欄に貼り付けること。
- 10 ※印の欄（受付番号・受検番号）は、記入しないこと。
- 11 受検証の氏名欄及び生年月日欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。
- 12 入学選抜手数料納付済証貼り付け欄上の氏名欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。

実 施 期 日 等

- 1 実施期日 令和9年2月2日（火）
- 2 実施場所 各特色入学者選抜実施校
- 3 実施方法等詳細については、各特色入学者選抜実施校において別途指示する。
- 4 面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果について受検者本人の即時開示の請求により受検した高等学校において開示する。
 - ・開示期間は、3月15日（月）から4月15日（木）までの1ヶ月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く）。
 - ・受付時間は、3月15日（月）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分まで。
 - ・請求の際は、即時開示請求書、受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、各種健康保険の資格確認書、個人番号カードなど）を持参すること。

志 望 理 由 書			
鳥取県立	高等学校長 様	令和	年 月 日
中 学 校 名			
志願者氏名			
生 年 月 日		平成	年 月 日
課 程		科	
学 科		コース	
へへの入学を志願します。			

--

--

[illegible]

- | | |
|------|---|
| 受付番号 | ※ |
|------|---|

特色入学志願者数等報告書

1月26日 午後1時まで 2月2日 正午まで

]

(課程)

高等学校名

小学科 (コース)	募集 生徒数	特色 募集 人員 A	志願 者数	志願者数のうち					入学 確約 者数 B	B (入学確約者数) のうち					B－A	
				過年度 卒業 者	県外志願者			県外志願者 県名		保護者が 県外居住	保護者が 県内居住	自己 申告書 提出者				
					保護者が 県外居住	保護者が 県内居住	自己 申告書 提出者									
計																
提出期限	1月26日 午後1時まで			2月2日 正午まで			2月10日 午後1時まで									

- (注) 1 「県外志願者」欄は、県外指定地域を含めた県外志願者数を記入すること。なお、「県名」欄の「保護者が県外居住」欄には、当該都道府県名並びに志願者数及び入学確約者数を内数で記入すること。また、保護者が鳥取県内に居住し県外中学校出身（卒業見込みを含む。）の場合は、「保護者が県内居住」欄に、志願者及び入学確約者の出身中学校の所在地（都道府県名）並びに志願者数及び入学確約者数を内数で記入すること。ただし、県外指定地域志願者及び入学確約者である場合は、当該指定地域の市町村名並びに志願者数及び入学確約者数を内数で記入すること。
- (例)…県外志願者 4 県名 保護者が県外居住 兵庫県(1)、岡山県(1)、新温泉町(2)
- 2 「B-A」欄は、「特色募集人員」欄と「入学確約者数」欄との過不足数を記入し、不足数には△印をつける。
- 3 用紙の規格はA4判横長とする。

特色入学者選抜結果通知書（中学校用）

令和9年2月9日

校長 様

高等学校名

校長氏名

貴校の志願者について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

志望学科（コース）	受検番号	氏名	選抜結果	備考

- （注）
- 1 選抜結果欄には、「合格」「不合格」のいずれかを記入する。
 - 2 令和9年2月9日（火）正午までに親展で通知すること。
 - 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

特色入学者選抜結果通知書（志願者用）

令和9年2月9日

立 中学校 受検番号
様

鳥取県立
校長

高等学校

令和9年度鳥取県立高等学校特色入学者選抜の選抜結果について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

<選抜結果>

志望学科（コース）	受検番号	氏 名	選 抜 結 果

なお、検査内容及びその評価については、次のとおりです。

<検査内容及びその評価>

面接	口頭試問	学力検査						作文	小論文
		国語	社会	数学	理科	英語	総合		
実技検査		プレゼンテーション							
備 考									

※合否については、提出書類や実施検査内容を資料とし、総合的に判定しています。

- 1 <選抜結果>の選抜結果欄には、「合格」「不合格」のいずれかを記入する。
- 2 <検査内容及びその評価>の枠は、特色入学者選抜実施校の検査内容により、加工したり書き足したりすることは可能であるが、各種検査内容欄を空欄とする場合は、斜線を引くこと。
- 3 <検査内容及びその評価>の備考欄には、評価の段階数や満点等を記入する。
- 4 令和9年2月9日（火）正午までに通知すること。
- 5 用紙の規格はA4判縦長とする。

令和 年 月 日

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

記

上記のことについては、やむを得ないと考えます。

校長氏名

- 70 —

入 学 確 約 書

令和 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

このたび、令和 9 年度鳥取県立高等学校特色入学者選抜において、貴校 課程 学科
科
に合格しました。
コース

ついては、本人及び保護者連署の上、相違なく入学することを確約します。

上記のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名

- (注) 1 中学校長は、令和 9 年 2 月 1 5 日（月）までに親展で提出すること。（郵送可）
 2 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

入 学 確 約 者 数 ・ 入 学 辞 退 者 数 報 告 書

鳥取県立

高等学校長 様

課 程	大学科	小学科（コース）	合格者数	入学確約者数	入学辞退者数
計					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

- （注） 1 令和 9 年 2 月 1 0 日（水）正午までに提出すること。なお、提出は F A X 又は電子メール可とする。
- 2 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

様式第 13 号（本人→中学校→高等学校）

令和 9 年度 入 学 志 願 書

鳥取県立
高等学校長 様
令和 年 月 日
一 般
再募集
入学者選抜により貴校に入学したいので、下記のとおり出願します。

記				受付番号		※	
志 願 者	ふ り が な			生 年 月 日	平成 年 月 日 生		
	氏 名						
	出 身 中 学 校						
	(平成・令和 年 月 日 卒業・卒業見込)						
現 住 所	〒 -						
保 護 者 氏 名							
志望課程、学科（コース）及び志望順位							
志望順位	課 程	大 学 科 名	小 学 科 名 ・ コ ー ス 名	志望順位	課 程	大 学 科 名	小 学 科 名 ・ コ ー ス 名
1		学科	科 コース	4		学科	科 コース
2		学科	科 コース	5		学科	科 コース
3		学科	科 コース	6		学科	科 コース
学 力 検 査 受 検 希 望 教 科		国 語		社 会		数 学	
						理 科	
						外国語（英語）	

受 検 証	
受検番号	※
氏名	
平成 年 月 日 生	
上記の者は、令和 9 年度鳥取県立高等学校	
一 般	
入学者選抜の受検者であることを証する。	
再募集	
鳥取県立	
高等学校長	

[一 般 ・ 再募集 用]

氏 名
受検番号
※

入学選抜手数料納付済証
貼り付け欄
〔 全日制 2,200 円 〕
〔 定時制 1,000 円 〕

※提出された納付済証は
返却しません。

（裏面に注意事項あり）

(裏面) 記入上の注意事項

- 1 県教育委員会が配付した用紙を使用すること。コピーは不可とする。
- 2 黒色のボールペンで記入し、訂正する場合は、二重線を引いて訂正印を押すこと。
- 3 受検する入学者選抜の種別に従い、一般又は再募集のどちらかを○でかこむこと。受検証についても同様とする。
- 4 入学志願書の日付は、出願期間内の出願日(出願予定日)とする。
- 5 氏名欄には、調査書と同一の氏名を記入すること。
- 6 出身中学校欄には、中学校名及び卒業(卒業見込)年月日を記入し、平成・令和及び卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。
- 7 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。
- 8 志望の課程、学科(コース)については、志願者の志望が必要に応じ、第1位から第6位まで記入することができる。
- (1) 課程欄は、全日制又は定時制の別を記入する。(例:全…全日制、定…定時制)
- (2) 大学科名欄は、志望する小学科(コース)が属する大学科の名称を記入する。
- (3) 小学科名・コース名欄は、志望する小学科名を記入する。ただし、コースがある場合は、上段に小学科名、下段にコース名を記入すること。全日制課程の総合学科の場合は、斜線を引くこと。
- (4) 該当がない欄には、斜線を引くこと。

(記入例)

志望課程、学科(コース)及び志望順位							
志望順位	課程	大学科名	小学科名・コース名	志望順位	課程	大学科名	小学科名・コース名
1	全	商業 学科	ITビジネス 科 コース	4		学科	科 コース
2	全	家庭 学科	生活創造 科 ライフデザイン コース	5		学科	科 コース
3	全	家庭 学科	生活創造 科 調理 コース	6		学科	科 コース

- 9 3教科又は4教科で学力検査を実施する高校で、志願者が受検教科を指定できる場合には、受検希望教科を○でかこむこと(5教科実施の場合は記入不要)。ただし、学力検査実施教科が当該高校によりあらかじめ指定されている場合には、その指定されている教科については記入不要。

(記入例: 3教科実施の場合で、高校が国語を指定し、志願者が他の2教科を指定する場合)

学力検査受検希望教科	国語	社会	数○学	理科	外国語(英語)
------------	----	----	-----	----	---------

- 10 入学選抜手数料を納付書で納付する場合は、納付済証を入学選抜手数料納付済証貼り付け欄に貼り付けること。
- 11 ※印の欄(受付番号・受検番号)は、記入しないこと。
- 12 受検証の氏名欄及び生年月日欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。
- 13 入学選抜手数料納付済証貼り付け欄左の氏名欄もあらかじめ志願者において記入しておくこと。また、一般又は再募集のいずれかを○でかこむこと。

学力検査日等

- 1 検査日 令和9年3月4日(木)
- 2 検査時刻 第1限 9:20~10:10(50分) 国語
第2限 10:25~11:15(50分) 数学
第3限 11:30~12:20(50分) 社会
第4限 13:10~14:10(60分) 英語
第5限 14:25~15:15(50分) 理科
- 3 筆記用具 鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規(分度器の機能のあるものや公式の記入のあるものは不可)、コンパスだけとし、その他のものは携帯しないこと。なお、和歌や格言等が印刷されているものは不可とする。ただし、定規(分度器の機能のあるものや公式の記入のあるものは不可)、コンパスは、必ず携帯すること。
- 4 腕時計等 計時機能以外の機能を有する腕時計、携帯電話等は携帯しないこと。

- ※1 学力検査と面接の集合時刻と場所及びその他の注意事項については、各高等学校で指示する。
- ※2 一般入学者選抜の受検証は、再募集入学者選抜の出願に必要となるため、検査終了後も大切に保管しておくこと。
- ※3 再募集入学者選抜に係る日程等は別に周知する。
- ※4 学力検査の得点と面接(作文、実技検査)の結果について、受検者本人の即時開示の請求により受検した高等学校において開示する。
開示期間は、3月15日(月)から4月15日(木)までの1ヶ月間(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く)。
受付時間は、3月15日(月)は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分まで。
請求の際は、即時開示請求書、受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証、各種健康保険の資格確認書、個人番号カードなど)を持参すること。

入学志願者数報告書 [2月17日午後1時まで 2月22日 午後1時まで]

高等学校名

課 程	大 学 科 (コース)	志願 者数 2月 17日 A	A (志願者数) のうち			志願 を辞退 した者 B	新たに 志願し た者 (第1志 望を変 更した 者を含 む。)	出願の特 例措置 により 志願し た者 D	最終 志願 者数 2月 22日 E (A-B +C+D)	E (最終志願者数) のうち				
			過年 度卒 業者	県外志願者	県名					過年 度卒 業者	県外志願者	県名		
					保護者が 県外居住							保護者が 県内居住	保護者が 県外居住	保護者が 県内居住
全 日 制 課 程													自己 申告 書提 出者	
定 時 制 課 程	計													
提出期限		2月17日 午後1時まで				2月22日 午後1時まで								

(注) 1 「県外志願者」欄は、県外指定地域を含めた県外志願者数を入力すること。なお、「県名」欄の「保護者が県外居住」欄には、当該都道府県名及び志願者数を内数で記入すること。また、保護者が鳥取県内に居住し県外中学校出身(卒業見込みを含む。)の場合は、「保護者が県内居住」欄に、志願者の出身中学校の所在地(都道府県名)及び志願者数を内数で記入すること。ただし、県外指定地域志願者である場合は、当該指定地域の市町村名及び志願者数を内数で記入すること。

2 用紙の規格はA4判横長とする。

(例…県外志願者 4 県名 保護者が県外居住 兵庫県(1)、岡山県(1)、新温泉町(2))

A…2月15日(月)から2月17日(水)までに受理した志願者数(2月12日(金)までの消印のある郵送分を含む。)

B…志願変更受付期間内において、第1志望の学科の志願を辞退した者(志願変更許可書を交付した者)

C…志願変更受付期間内において、自校に新たに志願した者(自校へ志願していた者が第1志望を自校の他の課程、大学科、小学科(コース)に変更して新たに志願した者を含む。)

D…出願の特例措置により2月19日(金)から2月22日(月)までに志願した者

E…志願変更受付期間終了時における最終の志願者数

様式第 15 号（本人→中学校→旧志願高等学校）

志 願 変 更 願			
令和 年 月 日			
鳥取県立	高等学校長 様		
受 検 番 号			
志 願 者 氏 名			
保 護 者 氏 名			
私は、貴校	課程	学科	科 に出願しましたが、 コース
都合により志願変更したいので、許可して下さるようお願いします。			

（旧志願高等学校→中学校→新志願高等学校）

志 願 変 更 許 可 書			
出身中学校名			
志 願 者 氏 名			
保 護 者 氏 名			
上記の者は、本校	課程	学科	科 に出願して コース
いたが、志願変更の願い出があったので、これを許可する。			
令和 年 月 日			
鳥取県立	高等学校長	氏名	

（注） 県教育委員会が配付する用紙を使用すること。

収 入 済 印

収 入 済 入学選抜手数料	
日	付
学 校 名	

← 直径 3.1 cm →

備考 日付は志願変更を許可した日とする。
定時制課程から全日制課程へ志願変更する際には、差額に相当する額の
納付済証が貼り付けられていること等を確認して押印すること。

面接・作文・実技検査実施計画書

_____ 高等学校

1 面接

(1) 日時 月 日 () 時 分 ～ 時 分

(2) 面接の方式・時間

ア 個人面接 () 分

イ 集団面接 1 回当たり受検者の数 () 人

1 回当たり面接時間 () 分

2 作文

(1) 日時 月 日 () 時 分 ～ 時 分

(2) 実施場所

3 実技検査

(1) 日時 月 日 () 時 分 ～ 時 分

(2) 実施場所

(3) 検査内容

- (注) 1 令和 9 年 1 月 7 日（木）までに提出すること。
 2 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

入 学 辞 退 書

令和 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

このたび、令和 9 年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜において、貴校 課程 学科
科
に合格しましたが、下記理由により入学を辞退します。
コース

記

理由

[]

上記のことを承知しています。

中学校名
校長氏名

- (注) 1 中学校長は、令和 9 年 3 月 1 6 日（火）午後 1 時まで提出すること。なお、提出は F A X 又は電子メール可とする。
- 2 理由欄には、辞退の理由を具体的に記入すること。
- 3 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

入 学 辞 退 者 名 簿

鳥取県立

高等学校長 様

番号	課 程	大学科	小学科（コース）	受検番号	氏 名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
入学辞退者 計 名					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

- （注） 1 中学校長は、令和 9 年 3 月 1 6 日（火）午後 1 時までに提出すること。なお、提出は F A X 又は電子メール可とする。
- 2 特色入学者選抜の入学者確約者の中で辞退者があった時には、併せて報告すること。
- 3 入学辞退者がいない場合は、0 名と記入すること。なお、合格者が特色入学者選抜のみで、入学辞退者がいない場合は、提出の必要はない。
- 4 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

再 募 集 実 施 計 画 書						
学 校 名						
科 又 は コ ー ス						
期 日	令 和 9 年 3 月 2 5 日 (木)					
学 力 検 査	実施する ・ 実施しない					
	実施する場合の教科					
	一般入試学力検査 結果の利用方法					
実 技 検 査	実施する ・ 実施しない					
	検 査 内 容					
作 文	実施する ・ 実施しない					
日 程						
備 考						

- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。
 2 一般入学者選抜の学力検査結果を利用する場合は、利用方法を詳細に記入すること。利用しない場合もその旨を記入すること。日程欄には、集合時刻、各検査の実施時刻、場所等を記入すること。
 3 令和9年3月17日（水）午後1時までに提出すること。
 4 用紙の規格はA4判縦長とする。

再募集入学志願者数等報告書

3月19日午後1時まで
3月26日午後1時まで

高等学校名

課 程	大学科 (コース)	募集 人員	志願 者数	志願者数のうち					受検 者数	合格 者数	合格者数のうち		
				過年度 卒業者	県外志願者			自 申告書 提出者			県外志願者		
					保護者が 県外居住	県名					保護者が 県外居住	県名	保護者が 県外居住
						保護者が 県外居住	保護者が 県内居住						
全 日 制 課 程													
定 時 制 課 程	計												
	計												
提 出 期 限				3月19日 午後1時まで					3月26日 午後1時まで				

(注) 1 「県外志願者」欄は、県外指定地域を含めた県外志願者数を記入すること。なお、「県名」欄の「保護者が県外居住」欄には、当該都道府県名並びに志願者数及び合格者数を内数で記入すること。また、保護者が鳥取県内に居住し県外中学校出身（卒業見込みを含む。）の場合は、「保護者が県内居住」欄に、志願者及び合格者の出身中学校の所在地（都道府県名）並びに志願者数及び合格者数を内数で記入すること。ただし、県外指定地域志願者及び合格者である場合は、当該指定地域の市町村名並びに志願者数及び合格者数を内数で記入すること。
(例…県外志願者 3 県名 保護者が県外居住 兵庫県(1)、新温泉町(2))

2 用紙の規格はA 4 判横長とする。

学 力 検 査 成 績 提 供 依 頼 書

令和 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

鳥取県立 高等学校長

再募集入学者選抜を実施するに当たり、下記の受検者に係る一般入学者選抜学力検査の成績の提供をお願いします。

記

受 検 番 号	氏 名	成績提供を希望する教科

- (注) 1 一般入学者選抜の学力検査の成績の提供を依頼する高等学校長は、依頼書の送付の際は、取扱いに十分留意して行うこと。
- 2 用紙の規格はA 4 判縦長とする。

配 慮 申 請 書 I

（身体等に障がいのある生徒対象）

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長

又は

鳥取県立

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

令和 9 年度鳥取県立高等学校入学者選抜の検査に当たっての配慮事項について、下記のとおり申請します。

記

1 身体等の障がいの状況

2 希望する配慮事項

学校長の所見（中学校で行っている配慮事項を記入）

中学校名
校長氏名

印

- （注） 1 中学校から県教育委員会又は高等学校に提出する際は、鑑不要とする。
 2 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

配 慮 申 請 書 II
（日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等対象）

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長
又は
鳥取県立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

令和 9 年度鳥取県立高等学校入学者選抜の検査に当たっての配慮事項について、下記のとおり申請します。

記

1 教育歴

学 校 名	所 在 地（国名・都市名）	期 間
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
備考		

（注）期間は元号で記入する。また、備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

2 日本語能力の状況

3 希望する配慮事項

学校長の所見（中学校で行っている配慮事項を記入）

中学校名
校長氏名

印

（注） 1 中学校から県教育委員会又は高等学校に提出する際は、鑑不要とする。
 2 用紙の規格はA 4 判縦長とする。

参考

令和9年度鳥取県立高等学校入学者選抜 検査に当たっての配慮事項決定通知書

令和 年 月 日

校長 様

鳥取県教育委員会教育長

貴校から申請のあった下記志願者の検査に当たっての配慮事項について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

志 願 者 氏 名	
検 査 に 当 た っ て の 配 慮 事 項	
【許可事項】	【不許可事項】

- (注) 1 中学校長は、志願者本人に決定通知書（写し）を渡すこと。
2 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長へ決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。

自 己 申 告 書

令和 年 月 日

鳥取県立

高等学校長 様

出身中学校名

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

わたしは、貴校への志願に当たり、以下のことを申告します。

【高等学校に理解してほしいことがら】

学校に行けなかった主な理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望などについて記入してください。

（裏面に注意事項あり）

(裏面)

自己申告書についての注意事項

- 1 中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、中学校から自己申告書用紙の配付を受け、志願する高等学校に提出することができる。
- 2 自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
 - (1) 第3学年の欠席日数が原則として50日以上の者
 - (2) 第3学年の欠席日数が50日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
 - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
 - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
 - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の者
- 3 記載上の注意
 - (1) 自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志願する高等学校に理解してほしいことがらとする。
 - (2) 自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
 - (3) ※印の欄（受検番号）は、記入しないこと。
- 4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を封筒に入れて厳封の上、志願書とともに中学校長に提出する。その際、封筒の表に、中学校名・本人氏名を記入するとともに、「自己申告書在中」と明記する。
- 5 自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。
- 6 中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫したりするなどの配慮をする。
- 7 中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

県立高校入試の自己申告書について

鳥取県教育委員会

学校を長期間欠席したことがある生徒は、「自己申告書」を高等学校に提出することができます。

1 「自己申告書」を提出できる生徒

- (1) 第 3 学年の欠席日数が原則として 50 日以上 of 生徒
- (2) 第 3 学年の欠席日数が 50 日までにはならないが、次のいずれかに該当する生徒
 - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある生徒
 - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある生徒
 - ウ 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上 of 生徒

2 「自己申告書」の提出

- (1) 用紙は、担任の先生からもらってください。
- (2) 「自己申告書」には、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望などを書いてください。
- (3) 書き終えたら、必ず保護者の方に見てもらい、封筒に入れ、封をして中学校に提出してください。
- (4) 中学校はそのまま高等学校に提出します。

3 「自己申告書」の取り扱い

- (1) 提出を受けた高等学校は、生徒個々の事情に応じた配慮をします。
- (2) 「自己申告書」を提出すると、その記載内容等について、もう少し詳しく知りたいと高等学校が判断した場合には、全員が受ける面接とは別に、個人面談が行われることもあります。

わからないことは、中学校又は鳥取県教育委員会事務局高等学校課に問い合わせてください。

【鳥取県教育委員会事務局高等学校課】

TEL 0857-26-7916

FAX 0857-26-0408

県外志願者出願届 令和 年 月 日 鳥取県立 高等学校長 様 志願者氏名 保護者氏名 下記の事情により、県外志願者として貴校に出願します。なお、貴校に出願した上は、鳥取県以外の公立高等学校に出願しないことを確約します。 記	
生 年 月 日	平成 年 月 日 生
志 願 者 の 現 住 所	
志願者の転居先住所	
志願者の転居予定日	令和 年 月 日
保 護 者 の 現 住 所	
出 身 中 学 校 等	卒業・卒業見込
県外からの通学希望 (該当するものを○で囲むこと)	希望する ・ 希望しない
特別事情	
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 中学校名 校長氏名	

(注) 1 志願者の転居先住所は、「鳥取県内に居住地を変更する予定」としている住所とする。ただし、「鳥取県内に居住地を変更する予定」の住所が未定の場合は、出願する高等学校に問い合わせの上、「高等学校と協議中」と記入することを認める。

2 県外から通学することを前提として出願する者は、志願者の転居先住所、志願者の転居予定日及び特別事情の欄は斜線を引くこと。

3 特別事情の欄は、P. 53（2）に記載の特別事情について、記入すること。

4 日付は、出願期間内の出願日（出願予定日）とする。

5 用紙の規格はA 4 判縦長とする。

- 94 —

一般入学者選抜追検査受検願書

令和 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

受 検 番 号

志願者氏名

保護者氏名

このたび、令和 9 年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜学力検査を、下記理由により欠席しましたので、追検査を受検できるようお願いします。

記

理由

[理由欄]

上記のとおり届け出がありました。

中学校名
校長氏名

- (注)
- 1 中学校長は、令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 4 時までに親展で提出すること。
 - 2 理由欄には、欠席の理由を具体的に記入すること。
 - 3 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

追検査受検志願者数受検者数等報告書

[3月 5日 午後 5時まで
3月10日 午前11時まで]

高等学校名

課 程	大学科	小学科 (コース)	志願者数	左の欠席理由別内訳		受検者数
				インフルエンザ等 感染症の罹患	その他	
全 日 制 課 程						
		計				
定 時 制 課 程						
		計				
提出期限			3月5日 午後5時まで		3月10日 午前11時まで	

(注) 用紙の規格はA4判横長とする。

通 信 制 課 程 合 格 者 数 等 報 告 書

〔 入学式の翌日まで 〕

高等学校名

	受検者数	合格者数
通信制課程		
提出期限	入学式の翌日まで	

- (注) 1 新規入学者数を記入するものとする。(3月中に実施した入学者選抜を対象とし、転編入学者は含まない。)
- 2 用紙の規格はA 4 判横長とする。

副 申 書

令和 年 月 日

鳥取県立 高等学校長 様

中学校名

校長氏名

次の者は、様式第 1 号「調査書」における「学習の記録」の記入ができないため、以下のことを申告します。

ふりがな	
志願者氏名	

記入ができない記録

記入ができない理由

（注） 1 ※印の欄（受検番号）は記入しないこと。
2 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

問 合 せ 先 一 覧 表

高 校 名 等	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
鳥取東高等学校	680-0061	鳥取市立川町 5-210	0857-22-8495	0857-22-8497
鳥取西高等学校	680-0011	鳥取市東町 2-112	0857-22-8281	0857-22-7324
鳥取商業高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北 2-401	0857-28-0156	0857-28-0157
鳥取工業高等学校	689-1103	鳥取市生山 111	0857-51-8011	0857-51-8499
鳥取湖陵高等学校	680-0941	鳥取市湖山町北 3-250	0857-28-0250	0857-28-0105
鳥取緑風高等学校	680-0945	鳥取市湖山町南 3-848	0857-37-3100	0857-28-0071
青谷高等学校	689-0595	鳥取市青谷町青谷 2912	0857-85-0511	0857-85-0512
岩美高等学校	681-0003	岩美郡岩美町浦富 708-2	0857-72-0474	0857-72-3445
八頭高等学校	680-0492	八頭郡八頭町久能寺 725	0858-72-0022	0858-72-0113
智頭農林高等学校	689-1402	八頭郡智頭町智頭 711-1	0858-75-0655	0858-75-0654
倉吉東高等学校	682-0812	倉吉市下田中町 801	0858-22-5205	0858-22-5206
倉吉西高等学校	682-0925	倉吉市秋喜 20	0858-28-1811	0858-28-1812
倉吉農業高等学校	682-0941	倉吉市大谷 166	0858-28-1341	0858-28-1342
倉吉総合産業高等学校	682-0044	倉吉市小田 204-5	0858-26-2851	0858-26-2852
鳥取中央育英高等学校	689-2295	東伯郡北栄町由良宿 291-1	0858-37-3211	0858-37-3212
米子東高等学校	683-0051	米子市勝田町 1	0859-22-2178	0859-22-2170
米子西高等学校	683-8512	米子市大谷町 200	0859-22-7421	0859-22-7423
米子高等学校	683-0023	米子市橋本 30-1	0859-26-1311	0859-26-1312
米子南高等学校	683-0033	米子市長砂町 216	0859-33-1641	0859-33-1642
米子工業高等学校	683-0052	米子市博労町 4-220	0859-22-9211	0859-22-9212
米子白鳳高等学校	689-3411	米子市淀江町福岡 24	0859-37-4020	0859-37-4021
境高等学校	684-8601	境港市上道町 3030	0859-44-0441	0859-44-0443
境港総合技術高等学校	684-0043	境港市竹内町 925	0859-45-0411	0859-45-0413
日野高等学校	689-4503	日野郡日野町根雨 310	0859-72-0365	0859-72-0366
県教育委員会高等学校課	680-8570	鳥取市東町 1-271	0857-26-7916	0857-26-0408
県教育委員会東部教育局	680-0061	鳥取市立川町 6-176	0857-20-3671	0857-20-3673
県教育委員会中部教育局	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3252	0858-23-5203
県教育委員会西部教育局	683-0054	米子市糺町 1-160	0859-31-9776	0859-35-2096

県教育委員会報告用ファクシミリ番号・電子メールアドレス

高等学校課設置ファクシミリ番号	0 8 5 7 - 2 6 - 0 4 0 8
高等学校課代表電子メールアドレス	koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県教育委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>

高等学校等での奨学金制度等について

1 県立高等学校授業料に対する支援制度（令和8年10月現在）

(1) 高等学校等就学支援金

ア 制度の概要

日本国籍を有する場合（外国籍保有者は永住等の在留資格を有するなどの支給要件を満たす場合）は、申請を行うことで国から就学支援金が支給され、県が代理受領することにより、受給資格のある生徒の保護者の皆様には実質的な授業料の負担はありません。（令和8年度から所得制限が撤廃されました。）

なお、不受給の申し出をされた方については、授業料が徴収されます。

イ 対象者（次のすべてに該当する方）

- 県立高等学校の全日制課程、定時制課程及び通信制課程に在学している者。（聴講制度による聴講料は対象外。）
- 平成26年度以降の入学者。

ウ 受給資格

- 日本国籍を有する者。
- 外国籍で支給要件（※特別永住者、永住者等、定住者、家族滞在等）を満たす者。

※区分ごとに要件及び提出が必要な書類が異なります。

(2) 高校生等・新修学支援金

就学支援金の支給要件を満たさない一部の外国籍の生徒を対象とする「鳥取県公立高等学校高校生等・新修学支援金」制度ができました。

本制度の申請を行うことで、就学支援金制度と同等の授業料に対する支援を受けることができます。

※本制度の対象者には、各学校よりご案内します。

【就学支援の対象】

- 対象となるのは「**授業料**」のみです。次のような経費は「**授業料**」に含まれません。

- 入学料 ● 入学選抜手数料（受検料） ● 教科書代 ● 修学旅行費
- 諸経費* など、「**授業料**」以外のすべての経費

※諸経費とは、生徒会費やPTA会費などで、学校ごとに異なります。概ねの経費は鳥取県教育委員会事務局高等学校課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/87664.htm>）に掲載していますが、詳しくは各学校に問い合わせてください。

【その他】

- 特別支援学校高等部（琴の浦高等特別支援学校を含む。）については、授業料は不要です。
- 私立高等学校については、就学支援金制度が適用されていますが、運用は各学校、家庭の状況によって異なりますので、各学校に問い合わせてください。

2 教材費等給付金（鳥取県高校生等奨学給付金）について（令和8年10月現在）

(1) 趣旨

高等学校等に通う低中所得世帯・生活保護世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。）

(2) 対象者（次のすべてに該当する方）

- 保護者、親権者等が鳥取県内に在住。
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く。）
- 平成26年度以降の入学者。
- 次のいずれかに該当する世帯。
 - ①生活保護法による生業扶助受給世帯
 - ②保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額（以下、「所得割額合算額」という。）が182,500円未満の世帯（世帯年収目安約490万円未満世帯）【家計急変による経済的理由から対象世帯相当と認められる世帯を含む。】

(3) 支給額等

支給対象者			支給額 (年額)	申請に必要な添付書類
生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額)		国公立	32,300 円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
		私 立	52,600 円	
所得割額合算額非課税世帯 (年収目安 270 万円未満)	通信制の 高等学校等	国公立	50,500 円	保護者等の課税証明書等
		私 立	52,100 円	
	通信制以外の 高等学校等	国公立	143,700 円	
		私 立	152,000 円	
所得割額合算額が 105,500 円未満の世帯 (年収目安 270 万円以上 380 万円未満)	通信制の 高等学校等	国公立	16,830 円	
		私 立	17,370 円	
	通信制以外の 高等学校等	国公立	47,900 円	
		私 立	50,670 円	
所得割額合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯 (年収目安 380 万円以上 490 万円未満)	通信制の 高等学校等	国公立	12,630 円	
		私 立	13,030 円	
	通信制以外の 高等学校等	国公立	35,930 円	
		私 立	38,000 円	

* 問い合わせ先は、鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室（0857 - 26 - 7541）です。

* 申請方法は、電子申請となっています。詳しくは育英奨学室ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。

3 鳥取県育英奨学資金（高等学校等奨学資金）（令和8年10月現在）

(1) 概要

申請資格	対象学校	高等学校、高等学校に相当する外国の学校のうち県教育委員会が認めたもの、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
	学力基準	修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
	所得基準	世帯の年間所得が所得基準以下であること。（「(2) 所得の上限額について」を参照）
	その他	- 保護者が県内に住所を有していること。 - 鳥取県から他の奨学金の貸与又は給付を受けていない者。（教材費等給付金との併給は可能です。） - 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受けていないこと。 ※詳しい要件は、鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室（0857 - 29 - 7145）までお問い合わせください。
貸与月額		国公立：18,000 円（自宅通学） 国公立：23,000 円（自宅外通学） 私 立：30,000 円（自宅通学） 私 立：35,000 円（自宅外通学）
貸与方法		貸与を認めた月から正規の修業年限まで金融機関の本人口座に振り込みます。
返還方法		貸与終了後 15 年以内（退学・辞退等の場合は 10 年以内） 無利子で半年賦・月賦により返還（返還方法は口座振替のみ）
猶予制度		大学等への進学、災害、傷病等の場合は、申請によりその期間の返還が猶予されます。
申込方法		1 高等学校等入学前の申込（予約採用） 入学前に奨学資金を予約する制度です。進学する前年の秋に中学校の奨学金窓口に応じ出してください。（9 月 18 日申込締切） 2 高等学校等入学後の申込（在学採用） 春に高等学校等で奨学生の募集を行います。（令和 9 年 4 月下旬申込締切） 3 緊急の申込（緊急採用） 家計が急変（主たる家計支持者の失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等）し、奨学金を緊急に必要とする場合や年度途中で新規に入学し奨学金を希望する場合は在学している高等学校等の奨学金窓口にご相談してください。 なお、県外の高等学校等へ進学された場合の申込方法については、鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室（0857 - 29 - 7145）へ相談してください。
その他		- 奨学資金の申込に当たり、連帯保証人と保証人（生計が別で同居していない者）が必要です。 - 奨学資金の返還を怠ったときは、一年につき 3 % の延滞金が増加されます。 - 長期滞納となった場合は、法的措置をとる場合もあります。

(2) 所得の上限額について
【所得基準の例】

世帯形態	所得金額
○子どもが1人の3人世帯の場合	790万円程度
○子どもが2人いる4人世帯の場合	
●弟又は妹が中学生の場合	830万円程度
●兄又は姉が大学生（私立で自宅外通学）の場合	960万円程度

* 所得金額（所得税の所得）は、世帯全員の前年1年分を対象とします。
* 所得基準は、家族構成・通学状況・その他特別な事情により考慮されます。詳しくは鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）募集要項をご覧ください。

4 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）（令和8年10月現在）

区分		就学支度資金		修学資金				
申請資格	対象学校	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程						
	資 格	母子家庭の母、父子家庭の父（扶養する生徒が対象学校に入学する場合）または生徒本人、父母のない生徒						
貸 与 額 (右記の貸付金額は上限額を記載しています。実際の貸付金額は必要額と返済の見通しによって決定します。)		○就学支度資金			○修学資金（月額）			
		(単位：円)			(単位：円)			
		区 分		限度額	区 分		限度額	
		国公立の高校・高専・専修（高等）	自宅	150,000	高校・専修（高等）	国公立	自宅	27,000
			自宅外	160,000			自宅外	34,500
		私立の高校・専修（高等）	自宅	410,000		私立	自宅	45,000
自宅外	420,000		自宅外	52,500				
高専 ※（ ）内は 4年次以降の貸付限度額				国公立	自宅	31,500 (67,500)		
					自宅外	33,750 (76,500)		
					私立	自宅	48,000 (98,500)	
						自宅外	52,500 (115,000)	
返還方法	返還期間	5 年以内			20 年以内			
	据置期間	卒業後（大学等へ進学した場合は大学等卒業後）6 ヶ月間						
	返還方法	貸与終了、据置期間経過後、無利子で年賦・半年賦・月賦により返還						
申込方法		市町村への申請となります。お住まいの市町村役場・福祉事務所にお問い合わせください。（三朝町は中部総合事務所県民福祉局、大山町は西部総合事務所県民福祉局にお問い合わせください。）						
そ の 他		借主は、母、父または生徒になります。						

5 県立高校入学選抜手数料及び入学料の減免について（令和8年10月現在）

(1) 趣旨

火災、風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれた場合、事由が発生して1年以内に実施する入学者選抜検査に係る手数料及び1年以内に納付すべき入学料（事由発生 of 1年以内に合格者の発表があり、納付する入学料を含む）を全額免除とします。

なお、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震に伴い、被災地域から鳥取県内に避難している者のうち、対象者に該当し減免を申請する者は、当分の間、県立高校入学選抜手数料及び入学料を全額免除することとします。

(2) 対象者（次のいずれかに該当する者）

- 従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた者
- 福島県に居住していた者（東日本大震災による被災者のみ）

なお、免除申請を希望される場合は、入学選抜手数料及び入学料を納付する前に中学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857－26－7929）に問い合わせてください。